

中間検査マニュアル

令和4年4月

奈良県特定行政庁連絡協議会

目 次

第1. 中間検査制度の概要	
1-1. 中間検査制度創設の背景	1
1-2. 奈良県における中間検査の必要性	1
1-3. 中間検査制度に関する建築基準法の規定	1
1. 建築基準法における根拠	1
2. 中間検査制度の概要	3
1-4. 中間検査の拡充による安心な住まいの普及促進等について	4
1-5. 奈良県における特定工程等の指定	4
第2. 中間検査の実施方法	
2-1. 中間検査実施の基本的考え方	11
1. 中間検査の基本的事項	11
2. 検査の特例(法第7条の5)の活用	11
3. 中間検査の的確な実施	12
2-2. 中間検査実施の流れ	12
1. 中間検査実施のフロー	12
2. 中間検査実施各段階の事務処理	14
中間検査のための提出書類一欄(表-4)	25
工事写真撮影要領(別紙5)	27
第3. 中間検査受検の参考資料	
3-1. 中間検査チェックシートの活用	28
1. 中間検査チェックシートの構成	28
2. 中間検査チェックシートの工事監理者欄の記入要領	28
3. 中間検査チェックシートによる検査内容	28
3-2. 工事監理状況(省令別表第26号様式第4面)の記載方法	40
1. 記載方法	40
2. 記載例	41
中間検査チェックシート(別記様式-1~-5)	42
工事監理の状況報告書(別紙7~10)	49
工事監理者の選任について(通知)(別紙11)	62
中間検査受検についてのお知らせ(別紙12)	63
中間検査受検について(通知)(別紙13)	64
完了検査受検について(通知)(参考様式)	65
軽微な変更説明書(参考様式)	66
別添資料 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模	67

第1. 中間検査制度の概要

1-1. 中間検査制度創設の背景

阪神・淡路大震災において、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数見られました。このような被害が生じないよう建築物の安全性を確保するためには、建築工事の途中でも検査を実施する必要があるとして、平成10年6月の建築基準法(以下「法」という。)の改正により新たに中間検査制度が創設されました。

1-2. 奈良県における中間検査の必要性

本県における民間の建築物の工事監理や完了検査の実態をふまえると、

- ①中間検査及び完了検査の的確な実施
- ②建築士による工事監理業務の適正化とその徹底
- ③違反建築物対策の総合的な推進

などの施策が必要であり、平成11年12月に策定された奈良県建築物安全安心実施計画(現:奈良県建築安全安心マネジメント計画)では、官民の役割を明確にして、それぞれがこれらの施策を推進することとされました。

法に基づき実施する中間検査は、工事監理業務の適正化が図られるまでの間においては、建築物の安全性をより一層確保するための有効な手段です。

1-3. 中間検査制度に関する建築基準法の規定

中間検査の対象となる建築物や、どういう工程で検査を行うかということについては、法令の規定による他、特定行政庁ごとに指定することとされており、建築主はそれぞれ定められた建築物の工程が終了した段階で検査を受ける必要があります。

1. 建築基準法における根拠

法第7条の3

第1項 建築主は、第6条第1項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

第1号 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

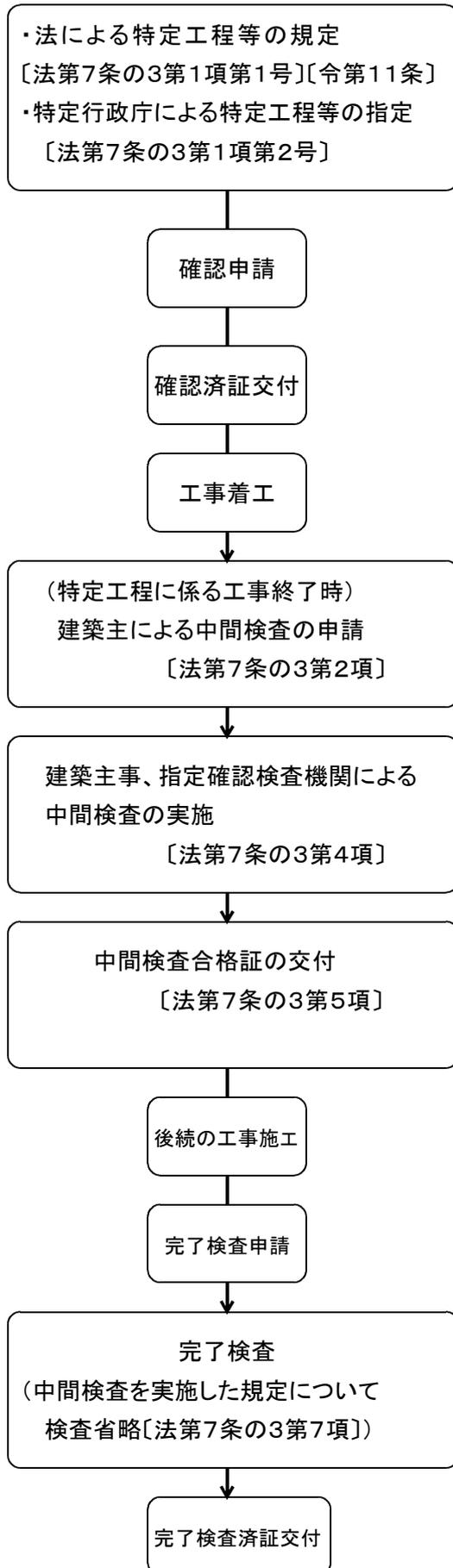
第2号 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程

第6項 第1項第1号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第2号の指定と併せて指定する特定工程後の工程(第18条第22項において「特定工程後の工程」と総称する。)に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

建築基準法施行令第11条

法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

2. 中間検査制度の概要



← 特定行政庁は、中間検査を開始する日の30日前までに公示しなければならない。

〔建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第4条の11〕

公示すべき事項

- ①中間検査を行う区域
- ②中間検査を行う期間
- ③中間検査を行う建築物の構造、用途、規模
- ④特定工程
- ⑤特定工程後の工程
- ⑥その他特定行政庁が必要と認める事項

← 中間検査申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に行わなければならない。

← 中間検査は、中間検査申請書を受理した日から4日以内に行わなければならない。

← 特定工程後の工程に係る工事(後続の工事)は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない。(法第7条の3第6項)

1-4. 中間検査の拡充による安心な住まいの普及促進等について

1. 趣旨

本県においては、平成10年の建築基準法改正の趣旨を踏まえ、適切な工事監理により建築物の安全性の確保を図り、県民の生命・財産を保護する観点から、建築物の新築時の確実な工事施工と工事監理者による適切な管理を促すために中間検査を実施しています。

延べ面積が50㎡を超える住宅及び住宅以外の不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物は中間検査の対象としており、今後も中間検査の的確な実施により、これらの建築物(国等に係る建築物を含む)の安全性の確保を図ります。

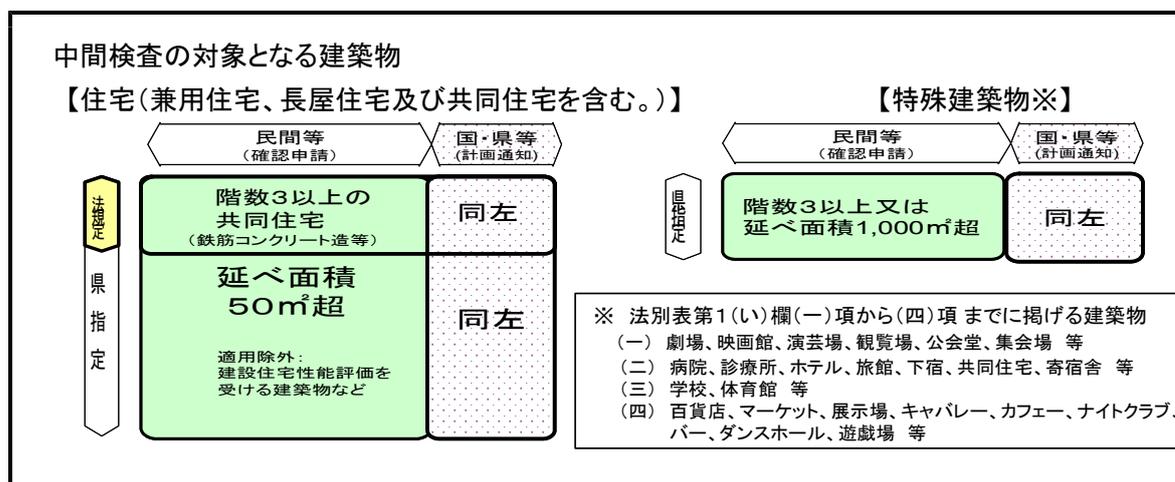
2. 中間検査制度の変遷

平成12年9月に当時の検査体制も考慮し、優先的に中間検査を実施すべきものとして、戸建て住宅及び長屋住宅のうち、木造の分譲住宅、賃貸住宅及び3階建て住宅について特定工程の指定を行い、中間検査を実施しました。

しかしながら、中間検査が実施されない自己用住宅については、完了検査が十分に実施されておらず、適切な工事監理が行われていない蓋然性が高いと考えられ、又住宅以外でも、百貨店など不特定多数の者が利用する建築物については、確実な工事施工の確保による災害時の被害の抑制等が重要であることから、平成17年4月に中間検査対象建築物の拡充を図り、延べ面積が50㎡を超える新築の住宅と不特定多数の者が利用する階数が3以上又は延べ面積が1000㎡を超える建築物について中間検査を実施しています。

平成19年には建築基準法改正により、階数が3以上である共同住宅については、法の規定により中間検査を実施することとされました。

また、平成22年4月1日から中間検査の対象となる新築工事と同規模の増築、改築工事を行う場合には、新築工事と同様、建築物の安全性を確保することが必要であることから、同一棟の増築又は一部改築工事を検査対象として指定しました。同時に中間検査を行う期間を定めないこととしました。(平成19年度の建築基準法改正による。)



1-5. 奈良県における特定工程等の指定

県、奈良市、橿原市、生駒市の各特定行政庁における中間検査の実施に関する告示は、それぞれ(別紙1)【P. 5】～(別紙4)【P. 8】に掲げるとおりです。

なお、県における中間検査の実施に関する告示内容の解説は、[表-1]【P. 9】のとおりです。

奈良県告示第348号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用する。

なお、平成19年5月奈良県告示第59号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年3月2日

奈良県知事 荒井 正吾

- 一 中間検査を行う区域
奈良県の区域(奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。)
- 二 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - 1 中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。
 - (一) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - (二) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
 - (三) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物
 - 2 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。
 - 3 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (一) 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの
 - (二) 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの
- 三 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(い)欄に掲げる工事を二以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ)構造	(い)特定工程	(う)特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

奈良市告示第68号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用するので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により公示します。

なお、平成19年奈良市告示第276号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は平成22年3月31日限り廃止し、同日前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年2月19日

奈良市長 中川 元庸

- 1 中間検査を行う区域
奈良市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以降に第6条第1項の確認の申請若しくは法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある建築物又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築若しくは改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。
 - (ア) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - (イ) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
 - (ウ) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (エ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物
 - (2) 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。
 - (3) 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (ア) 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物で、延べ面積が50平方メートルを超えるもの
 - (イ) 法別表第1(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの
- 3 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表(あ)欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表(い)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ)構造	(い)特定工程	(う)特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平家については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平家については、屋根床板)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平家については、屋根床板)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の軸組耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

檀原市告示第27号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項に規定する特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成22年2月23日

檀原市長 森下 豊

- 1 中間検査を行う区域
檀原市全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以後に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。
 - ア 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - イ 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
 - ウ 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物
 - (2) 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。
 - (3) 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物で、延べ面積が50平方メートルを超えるもの
 - イ 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの
- 3 指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のア欄に掲げる構造に応じ、同表イ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程とし、同表ウ欄の当該各項に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表イ欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	ア 構造	イ 特定工程	ウ 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じ(ろ)欄の当該各項に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(は)欄の当該各項に掲げる工事

4 適用

平成22年4月1日前に法第6条第1項の確認の申請書、法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

生駒市告示第28号

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成22年4月1日から適用する。

なお、平成19年5月1日生駒市告示第100号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年2月26日

生駒市長 山下 真

建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

1 中間検査を行う区域

生駒市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の確認の申請書又は法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出若しくは法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

ア 法第85条の規定の適用を受ける建築物

イ 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

ウ 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(2) 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3) 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

イ 法別表第1(イ)欄1項から4項までに掲げる用途であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(イ)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ) 構造	(イ) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4までに掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の1部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は一階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ(イ)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は一階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

中間検査／特定工程等指定告示とその解説

【表－1】

告示	告示の解説
<p>奈良県告示第348号 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成19年6月20日から適用する。 なお、平成19年5月奈良県告示第59号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定)は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。 平成22年3月2日 奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>・特定行政庁は、中間検査を開始する日の30日前までに公示しなければならない。 [規則第4条の11] ・公示は、奈良県公報で告示しています。 ・平成22年3月31日までに確認申請書の提出がされた建築物については、従前の指定内容(平成19年6月20日 奈良県告示第59号)が適用されます。</p>
<p>一 中間検査を行う区域 奈良県の区域(奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く。)</p>	<p>・中間検査は、特定行政庁ごとに対象建築物等を定め実施することとされていることから、奈良市、橿原市及び生駒市各特定行政庁の区域は除いています。</p>
<p>二 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 1 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以降に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模が2及び3に該当する建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。 (一) 法第85条の規定の適用を受ける建築物 (二) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物 (三) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物 (四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物 2 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。 3 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。 (一) 住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの (二) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの</p>	<p>・中間検査の対象となる建築物は、棟単位の新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模により判断する。 用途は「住宅」だが工事を行う部分に居室がない場合や建築物の用途は「法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途」だが工事を行う部分の用途が「法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途」で無い場合は中間検査の対象としない。 ・1つの建築確認申請に対し、複数の建築物が建築される場合には、建築物毎に中間検査対象建築物となるかどうかを判断します。 ・法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は、ただし書きの適用はありません。 ・法第85条の適用を受ける建築物(仮設建築物)については、その建築物の性格上、速やかな工事完了、使用開始が求められ、かつ恒久的に存続する建築物ではないことから、中間検査の適用を除外しています。 ・丸太組構法は、特殊の構造方法として国土交通省告示により安全上必要な技術的基準が定められており、中間検査を実施する部分(特定工程)「屋根の小屋組の工事」が、その後の工事(特定工程後の工程)すなわち「壁の外装工事又は内装工事」により隠蔽される部分が少ないと考えられることから、完了検査にて対応が可能と判断されることから、中間検査の適用を除外しています。 ・法第68条の20第2項において、型式適合製造者認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物については、その新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査においてその認証に係る型式に適合(単体規定が適合)するものとみなすこととされていることから、中間検査の適用を除外しています。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」という。)第5条第1項の規定に基づく「建設住宅性能評価書」の交付を受ける建築物については、中間検査と同等以上の検査が品確法に基づいて実施されることから、中間検査の適用を除外しています。 ・中間検査対象建築物は、次表のとおりです。 住宅及び特殊建築物のうち、○印のものが中間検査対象建築物となります。(法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は全て中間検査の対象建築物となります。)</p>

用途	木造				鉄骨造、RC造、SRC造	
	軸組工 法	丸太組構 法	その他工法		型式部材等 製造者認証	その他
			型式部材等製造者認証	その他		
住宅※1	○	×	×	○	×	○
特殊建築物※2	○	×	×	○	×	○

※1住宅：兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含みます。

※2特殊建築物：法別表第1(い)欄(1)項から(4)項に掲げる用途に供する建築物をいいます。

三 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(い)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(い)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(あ)構造	(い)特定工程	(う)特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事及び配筋工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

- ・1棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合又は1の敷地内に中間検査対象建築物(棟)が2以上ある場合に、それぞれの工区又は棟が同時期に特定工程に達する場合は、これらの工区又は棟それぞれに中間検査が実施されます。
- ・ただし書きは、工事を2以上の工区に分けて施工する場合に、特定工程に達する時期が異なる場合、最も早く施工する工区の工事を特定工程とすることを規定しており、最も早く施工する工区に中間検査が実施されます。また、1の敷地内に中間検査対象建築物(棟)が2以上ある場合に、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合においても、上記の工事を2以上の工区に分けて施工する場合と同様とみなし、ただし書きを適用します。
- ・木造にあつては、構造材相互の接合状況、筋かい等設置状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。
- ・「壁の外装工事又は内装工事」には、下地工事を含みます。
- ・鉄骨造にあつては、鉄骨ボルト類の本締め及び溶接が終了し、2階床版の取り付け状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しました。
- ・鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階の梁及び床版、並びに1階の柱及び壁の配筋工事と型枠組み立てが完了している状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しました。

第2. 中間検査の実施方法

2-1. 中間検査実施の基本的考え方

1. 中間検査の基本的事項

- 1) 中間検査は、工事中の中間検査対象建築物が特定工程に達した段階で最新の確認審査に要した図書及びその記載事項と工事が行われた部分及び敷地の状況が一致しているか、建築基準関係規定に適合しているかの実地検査することをいいます。
- 2) 中間検査は、実地の検査を工事監理者の立ち会いの下に行います。書類のみによる検査、写真のみによる検査は認められません。
なお、現場検査の後、軽微な手直し等がある場合については、写真等による報告を受け、その審査を行うことで検査を行ったものとできます。
- 3) 中間検査は、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行います。
建築物の安全性が確保されるためには、施工者による施工管理、工事監理者による工事監理が適切に行われることが不可欠であり、中間検査制度はそれらの品質管理・検査の体系を改めて確立させることを目的の一つとしており、検査にあたっては工事監理者が事前に工事中の建築物及びその敷地の適合性を確認していることを前提に行います。
目視又は計測検査では建築基準関係規定に適合しているかどうか検査できない部分(隠蔽部分等)は、工事監理者の工事監理の状況(省令別記第26号様式第4面)(以下「監理状況報告書」という。)、中間検査チェックシートの工事監理者欄の記載内容等により確認します。
- 4) 中間検査は、監理状況報告書等を参照した上で、工事施工状況と確認の申請書及びその添付図書(以下「確認図書」という。)との照合を基本に行います。
確認図書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要に応じて設計図書(建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書。以下同じ)、軸組計算書等の建築基準関係規定に適合することを確かめるための書類の提出を求めて照合を行います。
- 5) 中間検査を効率的に実施するため、中間検査チェックシートを活用して、検査を行います。
- 6) なお、「建築構造審査・検査要領 —実務編検査マニュアル— 2012年版」及び「建築構造審査・検査要領 —確認審査等に関する指針 運用解説編— 2022年版」(いずれも日本建築行政会議編集)も活用していただいて構いません。

2. 検査の特例(法第7条の5)の活用

法第6条第1項第4号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものは、いわゆる単体規定の一部が検査の対象外となります。(以下「検査の特例」という。)

検査の特例が適用された建築物の検査は、検査の特例が適用されない場合に比べ、検査に必

要な設計図書、軸組計算書等の提出が不要となり、主に集団規定が検査の対象となります。

このように検査の特例の適用によって中間検査の効率的な実施が可能となること、また中間検査実施の必要性の一つが建築士による工事監理業務の適正化とその徹底であることを踏まえ検査の特例の活用を積極的に推進することとします。

3. 中間検査の的確な実施

全ての建築物の適法性が確保されるよう工事監理、検査、違反建築物の是正が徹底されることを大目標として、奈良県建築安全安心マネジメント計画に基づき、関係団体とともに諸施策を推進しています。

そのため、中間検査の的確な実施のために、特定工程の指定に関する広報周知、確認済証交付時に検査対象建築物である旨のお知らせ、予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話による指導、書面による督促(別紙13)【P. 64】、これらの指導にもかかわらず検査申請のない対象建築物へのパトロールによる現地指導等を行うこととします。

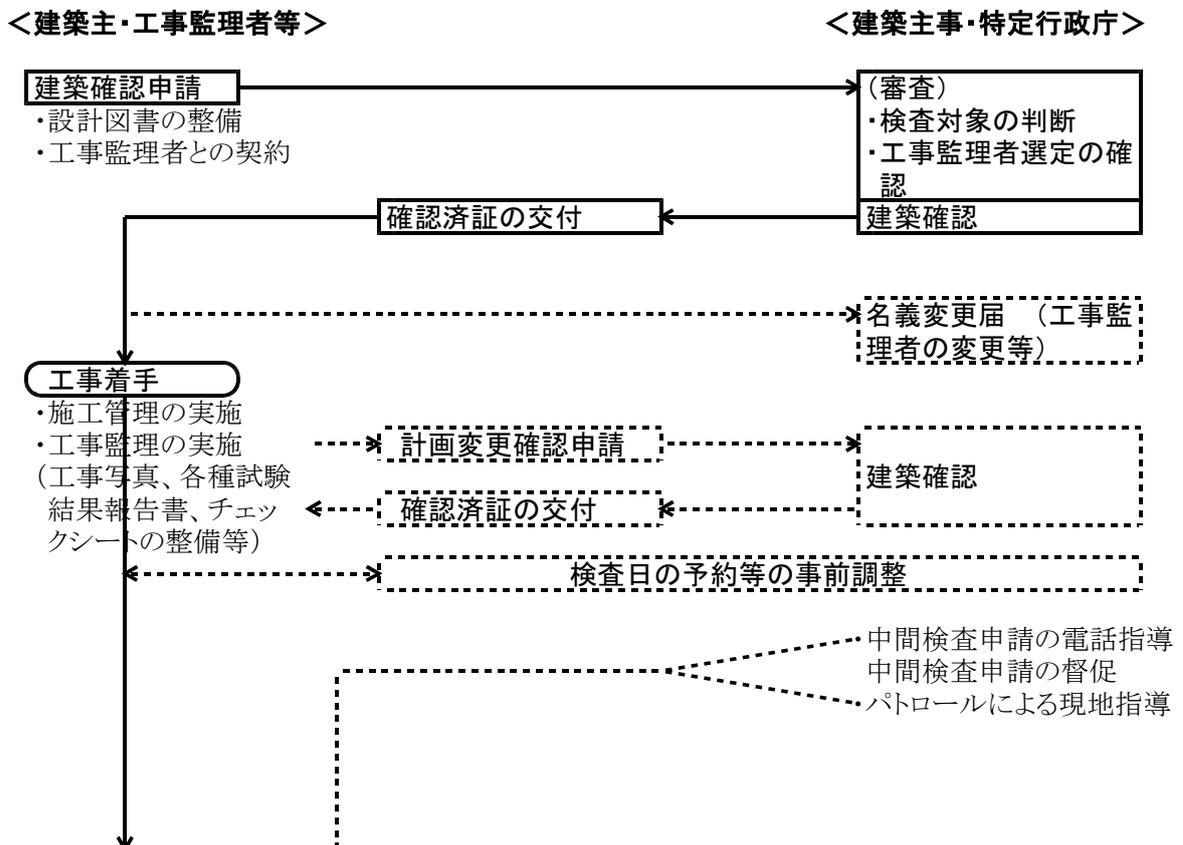
これらの指導の過程及び現場検査の実施等により違反建築物であることが判明した場合は、必要に応じて違反是正指導等を行うこととします。

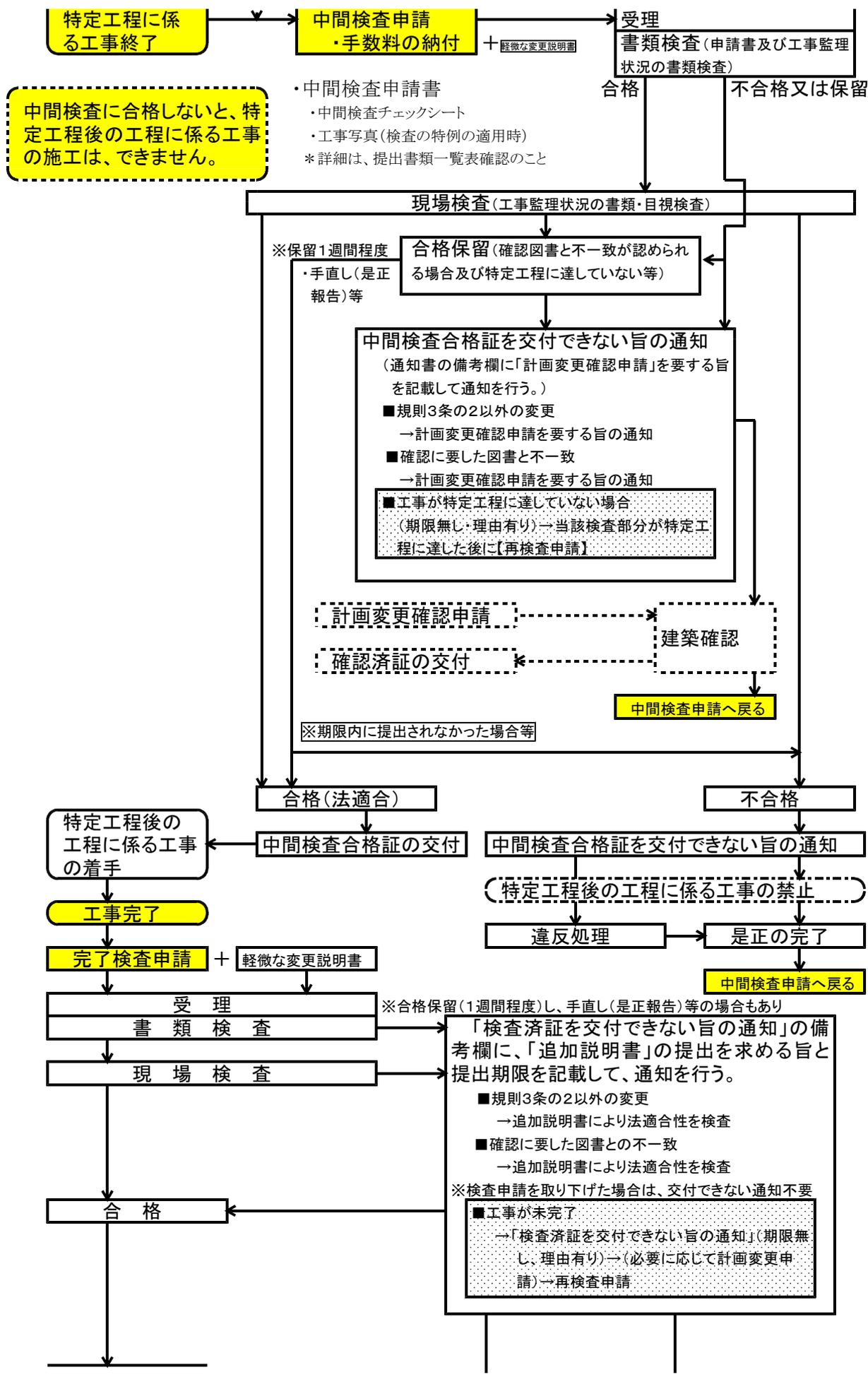
2-2. 中間検査実施の流れ

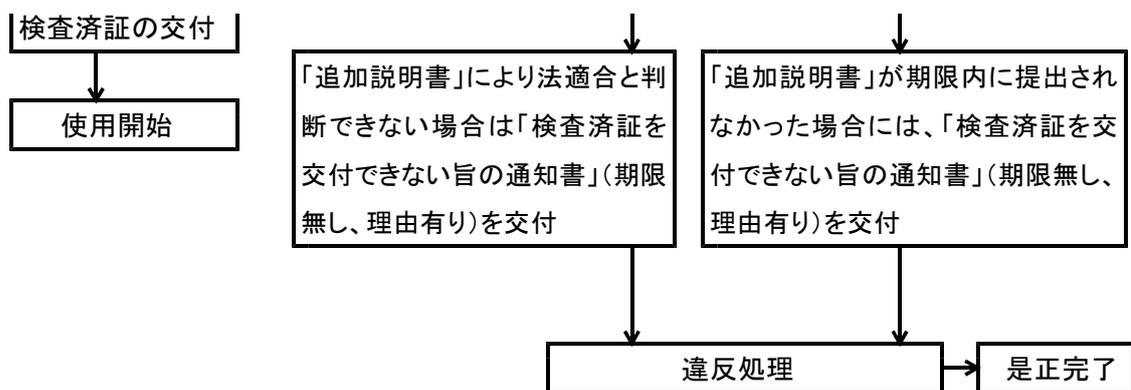
1. 中間検査実施のフロー

中間検査実施の流れは、〈建築主・工事監理者等〉、〈建築主事・特定行政庁〉別に以下の中間検査実施のフロー図(完了検査含む)(図-1)のとおりです。

図-1 中間検査実施のフロー図(完了検査含む)







2. 中間検査実施各段階の事務処理

中間検査実施の各段階における要点・留意事項は、＜建築主事・特定行政庁＞＜建築主・工事監理者等＞別に以下のとおりです。（前々ページ、図－1 中間検査実施のフロー図【P. 12】参照）

1) 建築確認申請又は計画通知（以下「建築確認申請等」という。）段階＜建築主・工事監理者等＞

① 中間検査においては、建築基準関係規定に適合しているかどうか判断するために設計図書を参照することがあるので、設計時に、必要な事項を設計図書に的確に記入してください。

② 適切な工事監理者を選任し、契約してください。

③ 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
・「別添資料」(P67)による。

④ 告示 三 指定する特定工程及び特定工程後の工程について

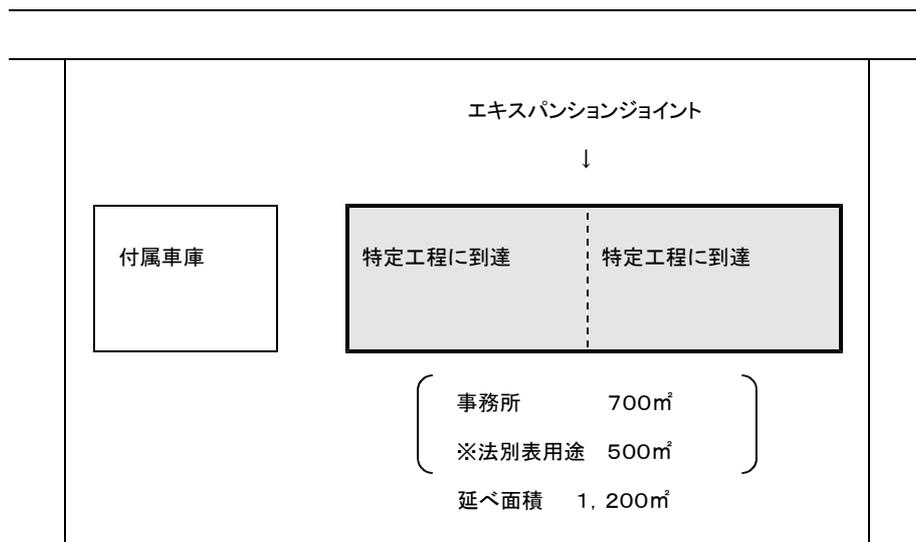
・1棟で工事を2以上の工区に分けて施工する場合又は1の敷地内に中間検査対象建築物（棟）が2以上ある場合に、それぞれの工区または棟が同時期に特定工程に達する場合は、これらの工区又は棟それぞれに中間検査が実施されます。

・工区とは、建築物が構造的にエキスパンションジョイントなどで分かれている場合等、合理的に区分されているものをいいます。

〔法第7条の3第1項第1号の規定による場合は、全ての工区の特定工程が検査の対象ですのでご注意ください。〕

: 工事を2以上の工区に分けて施工し、同時期に特定工程に達する場合の例

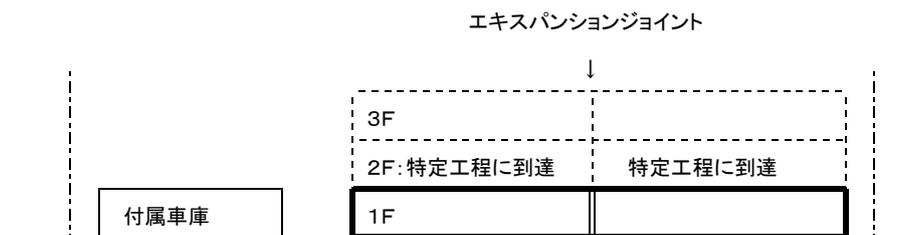
(配置図)



: 中間検査が実施される建築物

※法別表第1(い)欄(1)項から(4)項に掲げる用途

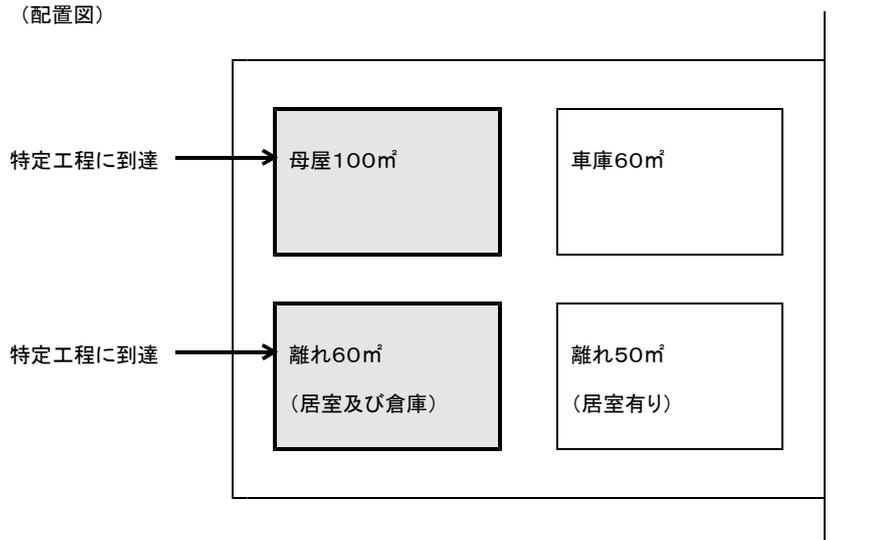
(断面図)



: 中間検査が実施される建築物の既に施工されている部分

: 2以上の棟が同時期に特定工程に達する場合の例

(配置図)

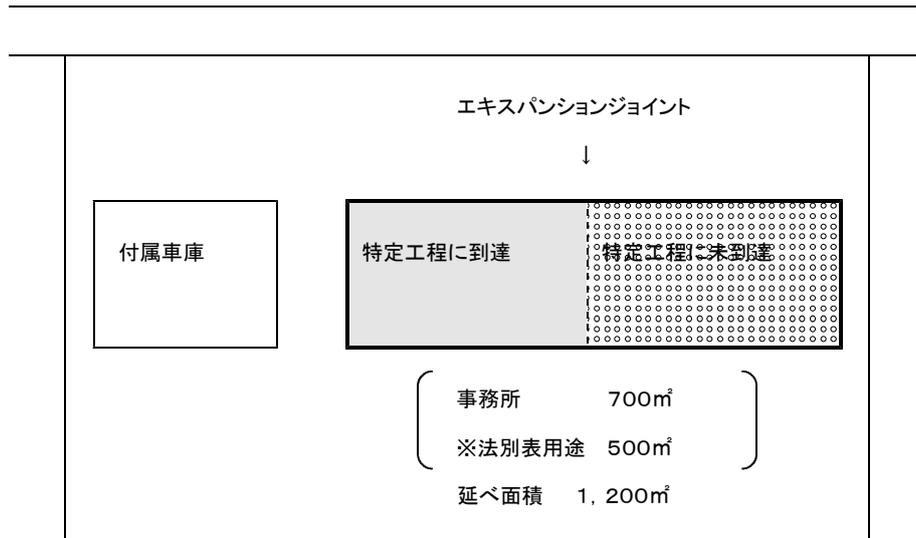


: 中間検査が実施される棟

・ただし書は、工事を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合、最も早く施工する工区の工事を特定工程とすることを規定していることから、最も早く施工する工区に中間検査が実施されることとなります。また、1の敷地内に中間検査対象建築物(棟)が2以上ある場合に、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合においても、上記の工事を2以上の工区に分けて施工する場合と同様とみなし、ただし書を適用します。

：工事を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合の例

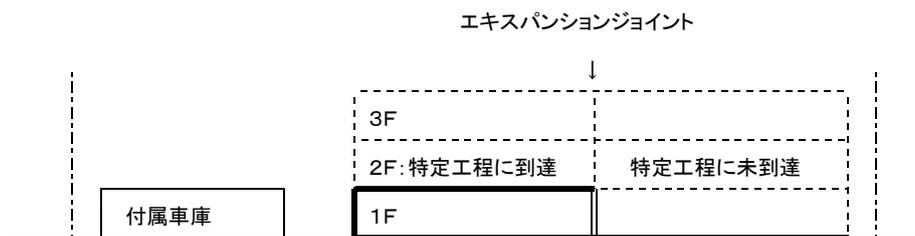
(配置図)



：中間検査が実施される建築物

※法別表第1(い)欄(1)項から(4)項に掲げる用途

(断面図)



———：中間検査が実施される建築物の既に施工されている部分

棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合の例

(配置図)



⑤ 中間検査の適用除外となる建築物について

- ・法第7条の3第1項第1号に該当する共同住宅は、適用除外がありません。
- ・中間検査の適用除外となる建築物に係る確認申請書第3面、第4面及び建築計画概要書第2面の作成にあたっては、次の点に留意してください。
 - i) 法第85条第5項の規定に基づく建築物については、確認申請において、当該許可通知書の写しを添付し、かつ申請書第3面第14欄及び概要書第2面第14欄に、当該許可を受けたことを記載してください。
 - ii) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物については、申請書第3面第13欄ハ及び概要書第2面第13欄ハに当該告示に基づく丸太組工法であることを記載してください。
 - iii) 法第68条の11第1項の認証を受けたものが製造又は新築をする当該認証に係る建築物については、型式部材等製造者認証書の写しを添付するとともに、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該認証を受けた建築物であることを記載してください。また、法第68条の20第1項の規定に基づく確認及び検査の特例を受けるため、申請書第4面第9欄ニに当該認証を受けた建築物であることを記載してください。
 - iv) 品確法の建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、申請書第3面第18欄及び概要書第2面第18欄に当該評価書の交付を受ける予定であることを記載すると共に、併せて、法第7条第1項の完了検査申請書には、品確法の検査報告書(品確法施行規則第10号様式)を添付してください。

2) 確認審査段階<建築主事・特定行政庁>

- ① 確認申請の審査は、原則として省令に定められた確認図書に基づき行います。

検査は、確認図書との照合を行うこととなるため、明示すべき事項が的確に記載されているか意識して審査を行います。
- ② 工事監理者の確認について
 - ・工事監理者が選任されているかの確認を行い、選任の指導を行います。

やむを得ず、工事監理者未選任となる場合は、確認済証の交付時に「工事監理者の選任について(通知)」を添付します。(別紙11)【P. 62】

3) 確認済証の交付段階<建築主事・特定行政庁>

①確認済証の交付時に、以下の書類を配布します。

- ・検査対象建築物である旨のお知らせ(「中間検査の受検についてのお知らせ」(別紙12)【P. 65】)
- ・中間検査チェックシート(別記様式-1, -2, -3, -4, -5)【P. 42~P. 48】(確認済証番号・同交付年月日記入したもの)
- ・[表-4]中間検査のための提出書類一覧表【P. 25】
- ・検査の特例の適用対象建築物の場合は、(別紙5)工事写真撮影要領【P. 27】
- ・工事監理者未選任の場合は、「工事監理者の選任について(通知)」(別紙11)【P. 62】
- ・その他必要に応じ、中間検査チェックシートの活用方法及び監理状況報告書の記載方法と記載例等

4) 工事着手の段階<建築主・工事監理者等>

①工事施工者による施工管理を適切に行ってください。

②工事監理者による工事監理を適切に行ってください。

- ・必要な試験結果報告書等の整備
- ・監理状況報告書、中間検査チェックシートの工事監理者欄の整備
(検査受検の前には、必ず現場において工事施工状況を最終確認してください。)
- ・検査の特例の適用を申請する場合は、必要な工事写真の整備
(別紙5)「工事写真撮影要領」【P. 27】参照

③設計変更が必要となった場合、省令第3条の2に規定する軽微な変更該当する場合を除き、計画変更に係る工事の施工前に必ず、計画変更確認申請を行ってください。

④なお、工事監理者に変更があった場合はその時点で、名義変更届(建築基準法施行細則第13条、第3号様式)を必ず提出してください。

5) 検査日の予約等の事前調整段階<建築主・工事監理者等、建築主事・特定行政庁>

①必要に応じ、検査日の予約、手数料算定等の事前調整を行うこととします。

6) 特定工程に係る工事の終了段階<建築主・工事監理者等>

①特定工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に中間検査申請を行ってください。

②特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できません。(特定工程後の工程に係る工事以外の工事は、継続して施工できます。)

7) 中間検査申請の段階<建築主・工事監理者等>

(1) 中間検査申請の提出書類

中間検査申請の提出書類は、次のとおりです。

①中間検査申請書(省令第7条の3第2項、別記第26号様式)

- ②建築士免許証の写し(確認申請時から変更があった場合)・委任状
- ③軽微な変更説明書【P. 66】
- ④中間検査チェックシート(別記様式-1、-2、-3、-4、-5)【P. 42~P48】参照
- ⑤検査の特例の適用を受けようとする場合は、工事写真((別紙5)「工事写真撮影要領」【P. 27】参照)
- ⑥検査対象の建築物の種類により、法第12条第5項報告として必要な書類(詳細は、〔表-4〕「中間検査のための提出書類一覧表」【P. 25】参照)

(2) 中間検査申請手数料

- ①中間検査の申請手数料は、次の表のとおりです。

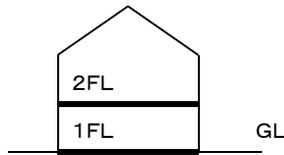
〔表-2〕 中間検査の申請手数料(各特定行政庁で確認してください。)

中間検査を行う部分の床面積の合計		申請手数料
30㎡以内		13,000円
30㎡を超え	100㎡以内	16,000円
100㎡を超え	200㎡以内	21,000円
200㎡を超え	500㎡以内	31,000円
500㎡を超え	1,000㎡以内	51,000円
1,000㎡を超え	2,000㎡以内	69,000円
2,000㎡を超え	5,000㎡以内	110,000円
5,000㎡を超え	10,000㎡以内	160,000円
10,000㎡を超え	50,000㎡以内	250,000円
50,000㎡を超える		510,000円

- ②「中間検査を行う部分の床面積の合計」については、特定工程に達した中間検査対象建築物の特定工程としている階までの床面積の合計となります。鉄筋コンクリート造にあっては床等の配筋が、鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては、はり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては、床があるものとみなして床面積の合計を算定し、木造(混構造含む)にあっては、特定工程に係る床面積の合計となります。ただし、工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事が特定工程になることから、この場合の床面積の合計は、最も早く施工する工区の床面積の合計となります。

: 木造(混構造を含む)の例

(断面図)

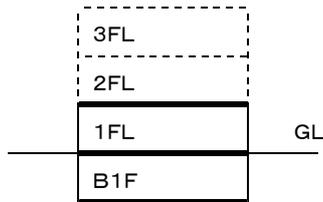


— : 対象となる床面積(1F+2F)

工程: 屋根の小屋組工事完了

: 鉄筋コンクリート造の例

(断面図)

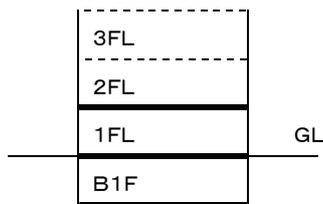


— : 対象となる床面積(B1F+1F+2F)

工程: 2階床取り付け又は配筋等完了

: 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の例

(断面図)



— : 対象となる床面積(B1F+1F+2F)

工程: 2階床取り付け又は配筋等完了

(柱及び梁は最上階まで完了)

③鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事を、エキスパンションジョイント等で分かれている等、2以上の工区に分けて施工する場合で、それぞれの工区が同時期に特定工程に達する場合は、特定工程に達した工区の2階までの床面積の合計となります。

: 工事を2以上の工区に分けて施工し、同時期に特定工程に達する場合の例

(断面図)



— : 対象となる床面積

(工区1及び工区2のB1F+1F+2F)

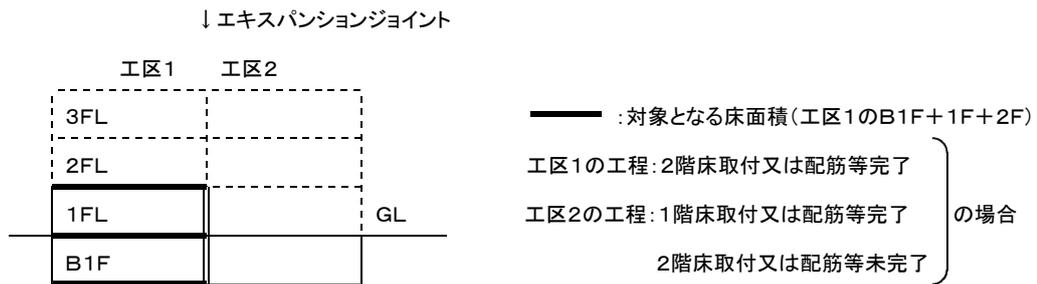
工区1の工程: 2階床取付又は配筋等完了

工区2の工程: 2階床取付又は配筋等完了

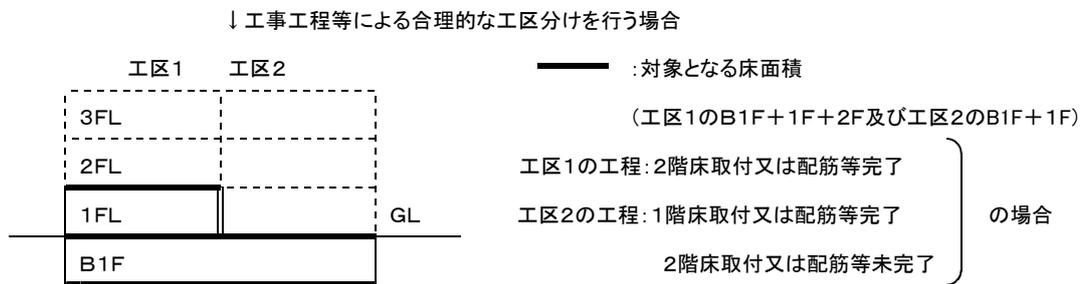
} の場合

④エキスパンションジョイント等で分かれる等、特定工程に達する時期が異なる場合は、最も早く施工する工事を特定工程とすることから、先行する工区の2階までの床面積の合計となります。

:建物全体の工事を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合の例
 (断面図)

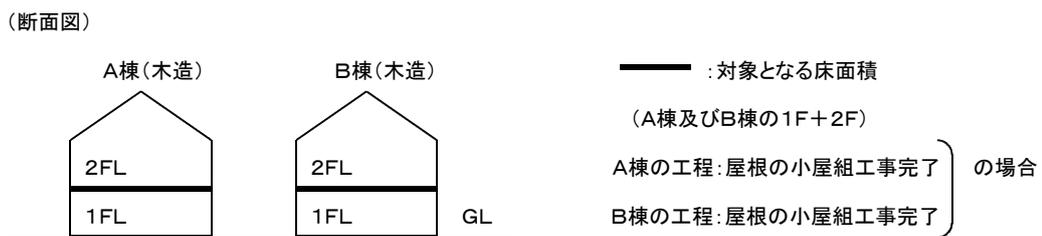


:部分的に工事を2以上の工区に分けて施工し、特定工程に達する時期が異なる場合の例
 (断面図)



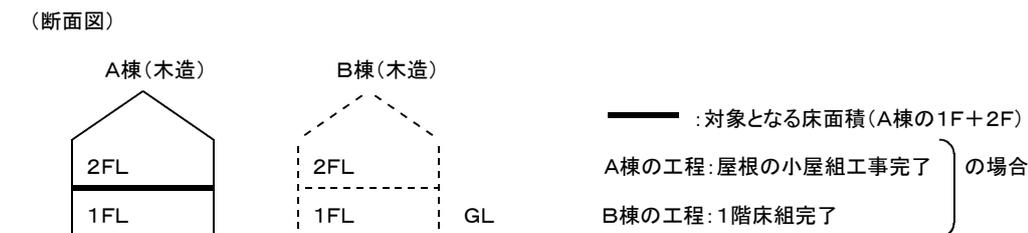
⑤中間検査の対象となる建築物(棟)が2以上の場合で、それぞれの棟が同時に特定工程に達する場合は、それらの建築物の特定工程の階数までの床面積の合計となります。

:2以上の棟が同時期に特定工程に達する場合の例



⑥中間検査の対象となる建築物(棟)が2以上の場合で、棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合は、最も早く施工する建築物(棟)の工事を特定工程とすることから、先行する建築物の構造の特定工程の階数までの床面積の合計となります。

棟ごとに特定工程に達する時期が異なる場合の例



(3) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査との同時申請 (木造の場合のみ)

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査がある場合は、原則として同時に申請してください。

8) 中間検査申請の受理段階<建築主事・特定行政庁>

- ① 設計者等の資格等の確認(設計者等の資格については、確認申請時から変更があった場合に限る。)

申請書に記載された、代理者(申請代理人)、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、委任状(代理者による申請の場合)及び建築士免許証の写し(建築士が設計者又はである場合)により確認します。

- ② 工事監理者の業務範囲の確認

工事監理者の資格と申請された建築物の計画を照合し、工事監理者の資格に応じた計画となっているかどうか確認します。

- ③ 「軽微な変更説明書」の添付の確認

中間検査申請書第三面に軽微な変更が記載されている場合は、「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認します。

- ④ 監理状況報告書及び中間検査チェックシートの記載内容(及び工事写真)の確認

記載内容が適切であること。著しく不適切な場合は、法第12条第5項の規定に基づき書類の提出を求めることがあります。

(〔表-4〕「中間検査のための提出書類一覧表」【P. 25】の⑤その他必要と認める書類参照。)

(注)

特定行政庁として奈良県建築安全安心マネジメント計画に基づき、中間検査の的確な実施のために、特定工程の工事終了予定日が過ぎても検査申請のない建築主等への電話による指導、書面による督促「中間検査受検について(通知)」(別紙13)【P. 64】及びパトロールによる現地指導等を行います。

9) 書類検査、現場検査及び検査の判定段階<建築主事・特定行政庁>

- ① 軽微な変更の内容確認

軽微な変更説明書が添付されている場合は、その内容が軽微な変更として認められるものかどうかを確認します。(書類検査)また、現場においてその軽微な変更説明書の内容と現場の出来形を照合します。(現場検査)

②書類での確認

中間検査申請書第四面及び添付図書並びに本マニュアルに基づく中間検査申請書に添付された提出書類【P. 25参照】により工事監理の状況について確認します。(なお、実地により、工事監理者が報告した監理状況について確認します。)

③目視、計測による現場検査<建築主事・特定行政庁>

原則として工事監理者の立ち会いを求め、現場検査を実施します。

概要は、申請に係る建築物の現場において、敷地、道路及び隣地(以下「敷地等」という。)の形状及び高さ、建築物の各部分の位置、形状及び寸法等に関する目視、計測等(簡易な計測機器による計測)を行うことにより、最新の確認審査に要した図書及びその記載事項と、工事が行われた建築物の部分及び敷地の状況が一致していることを、実地で検査することとします。

特に構造に関する検査方法については、鉄筋の配置、径、継手及び定着方法、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ並びに構造耐力上主要な部分である接合部、継手及び寸法等を目視等により検査します。

目視検査を基本とし、これにより難しい場合は計測検査を、中間検査チェックシートの検査項目に沿って実施します。検査の特例を適用する場合であっても、一定の検査項目について、工事が設計図書のとおりに行われたことの確認を行います。

工事施工状況について、確認図書と整合がとれており建築基準関係規定に適合している場合は合格となります。

なお、独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資の現場審査について、特定工程による検査日程の設定から、工事の出来高が確認できない場合は、後日写真報告等により確認を行い処理することができるものとします。

④中間検査の公正かつ的確な実施のための措置<建築主事・特定行政庁>

工事施工状況について確認図書との不整合があり、建築基準関係規定への適否が判断できない場合又は不適合部分がある場合は合格保留となります。

その後、不整合部分について、建築主事等が定めた期限内(おおむね1週間)に軽微な手直し(是正報告)、軽微な変更説明書等により、建築基準関係規定に適合していると認められる場合は中間検査合格証を交付します。また、計画変更に該当する場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行った後、提出された計画変更確認申請が建築基準関係規定に適合していると認められる場合は、改めて中間検査申請書を提出させた上で、中間検査合格証を交付します。

なお、建築主事が定めた期限内に申請者から手直し(是正報告)等なかった場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行うこととなります。

10) 中間検査合格証の交付の段階<建築主事・特定行政庁、建築主・工事監理者等>

検査結果が合格となった場合、速やかに中間検査合格証を交付します。

中間検査合格証の交付を受けた後、特定工程後の工程に係る工事に着手することができます。

11) 中間検査合格証を交付できない旨の通知の段階 <建築主事・特定行政庁、建築主・工事監理者等>

- ①検査の結果が不合格となった場合、中間検査合格証を交付できない旨の通知を行います。
- ②特定工程後の工程に係る工事はもちろん、他の工事の施工もできません。
- ③特定行政庁は、必要に応じ違反是正指導等を行うこととなりますが、計画変更確認申請を行い変更確認を受け是正工事を実施するなど、是正が完了し中間検査の受検が可能な場合は、再度中間検査申請(再度手数料が必要です。)を行ってください。

12) 完了検査申請の段階<建築主・工事監理者等>

(1) 中間検査と完了検査との関係

- ①完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっています。(中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なる状況になっている場合には、その限りではありません。)
- ②また、中間検査合格証の交付を受けていない建築物は、原則として完了検査を受けることができません。

(2) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料

- ①中間検査を受けた建築物(建築確認申請の敷地内に今回、中間検査を受けた建築物がある場合)に関する完了検査申請手数料は、次の表のとおりです。

〔表一3〕 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料(各特定行政庁で確認してください。)

床面積の合計		申請手数料
30㎡以内		12,000円
30㎡を超え	100㎡以内	16,000円
100㎡を超え	200㎡以内	21,000円
200㎡を超え	500㎡以内	31,000円
500㎡を超え	1,000㎡以内	48,000円
1,000㎡を超え	2,000㎡以内	69,000円
2,000㎡を超え	5,000㎡以内	120,000円
5,000㎡を超え	10,000㎡以内	160,000円
10,000㎡を超え	50,000㎡以内	230,000円
50,000㎡を超える		440,000円

〔表-4〕 中間検査のための提出書類一覧表

種類 提出書類	対象建築物の 法第6条第1項第4号に該当する住宅			左記以外 の住宅	特殊建築物 等で1000㎡ を超えるもの及び 地上3階以上 のもの	備考
	確認の特例の適用を受けたもの	確認の特例の適用を受けないもの	確認の特例の適用を受けないもの又は工事監理者が建築士でないもの			
①中間検査申請書(省令別記第26号様式)	○	○ ※1	○ ※1	○	○	
②建築士免許証の写し、委任状(変更がある場合)	○	○		○	○	
③軽微な変更説明書	○	○	○	○	○	
④中間検査チェックシート	○	○	○	○	○	工事監理者確認欄を記入
⑤工事写真	○					「工事写真撮影要領」によるもの
⑥ 法第12条第5項報告	仕様書	○ ※2	○ ※2	(確認図書に添付)	(確認図書に添付)	
	基礎伏図					
	各階床伏図					
	小屋伏図					
	構造詳細図(矩計図)					
	令第46条第4項に適合していることの書類(軸組等)					
令第47条第1項に適合していることの書類(継手又は仕口)						
矩計配筋図						
鉄骨詳細図						
各種断面リスト						
軸組図						
⑦その他必要と認める書類	※3	※3	※3	※3	※3	

注1. 検査の特例の適用とは、法第6条第1項第4号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりを実施されたことについて③工事写真の添付等により確認されたものについては、いわゆる単体規定の一部が検査の対象外となること。

注2. ○印 提出が必要な書類。

注3. ※1印 中間検査申請書第4面は、法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものも提出して下さい。

※2印 これらの書類のうち、確認図書に添付されているものを除き提出して下さい。

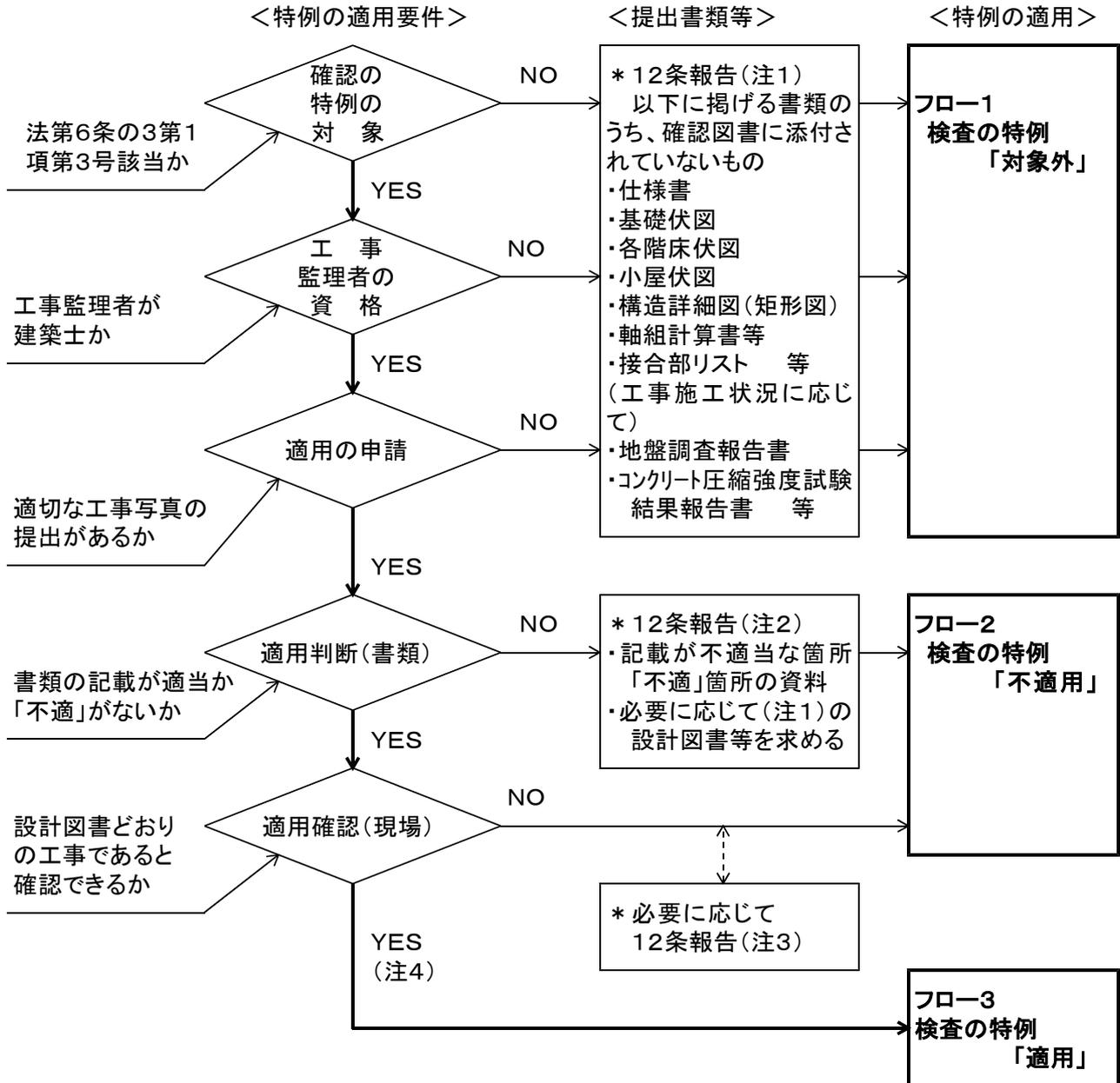
※3印 中間検査申請書第4面等に照らして、必要に応じ以下の書類を求めることがあります。

- ① 地盤調査報告書
- ② 杭耐力試験報告書及び施工報告書
- ③ コンクリート圧縮強度試験結果報告書
- ④ コンクリート工事施工結果報告書
- ⑤ 鉄筋強度試験報告書
- ⑥ 鋼材強度試験報告書
- ⑦ ボルト類強度試験報告書
- ⑧ 溶接部非破壊試験報告書
- ⑨ 溶接部強度試験報告書
- ⑩ 圧接部強度試験報告書
- ⑪ 鉄骨工事施工状況報告
- ⑫ 鋼材の品質証明書の写し
- ⑬ 使用金物一覧表
- ⑭ 大臣認定書等
- ⑮ 各工程工事写真
- ⑯ その他必要と認める書類

注4. 指定確認検査機関で確認を受けた場合は、上記提出一覧表の対象建築物の種類に応じた書類に加え確認に要した図書及びその一般図書の写し(付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図等)を提出して下さい。

[表-4]の参考

中間検査の特例運用フロー（法第6条第1項第4号該当分）



(注1) 工事が工事監理者によって設計図書のとおり実施されたかどうか検査する必要があることから、あらかじめ検査に必要な設計図書、また工事施工状況に応じて検査結果報告を求める。

(注2) 設計図書のとおり工事されたかどうか疑義のある箇所について報告を求める。

(注3) 現場の不適合部分等について、必要に応じて報告を求める。

(注4) 手続き上の不備等については、工事施工状況等に応じて特例の適用を考慮できるものとする。

建築基準法施行規則第4条の8第1項第2号に規定する**工事写真撮影要領**

第1 建築基準法施行規則第4条の8第1項第2号に規定する写真は、次の各号に定める工程について、それぞれ3箇所以上撮影したものとする。

1 木造

1) 屋根の小屋組の工事終了時

小屋ばり、小屋束、棟木、母屋及び火打ち材の仕口又はその他の接合部

2) 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時

柱、横架材及び筋かい又はその他耐力壁の仕口その他の接合部

3) 基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時

鉄筋部分

2 鉄筋コンクリート造

1) 平屋の屋根版の配筋の工事終了時

平屋の屋根版、はり、柱の仕口又はその他接合部、鉄筋部分

2) 構造上主要な軸組もしくは耐力壁の配筋の工事の終了時

柱、壁の仕口又はその他接合部、鉄筋部分

3) 基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）

柱、地中ばりの仕口又はその他接合部、鉄筋部分

3 鉄骨造

1) 平屋の建方の工事の終了時

柱、はりの仕口又はその他接合部

2) 構造上主要な軸組もしくはブレース工事終了時

柱、はり、ブレースの仕口又はその他接合部

3) 基礎の配筋工事終了時（地中ばり含む）

鉄筋部分

4 鉄骨鉄筋コンクリート造

鉄骨部分にあつては、上記3鉄骨造、鉄筋コンクリート部分にあつては、上記2鉄筋コンクリート造を準用する。

第2 第1の写真は、撮影年月日、建築物の名称及び工程名を表示した小黑板等並びに工事監理者の確認中の状況を入れて撮影することを原則とする。

なお、写真提出にあつては、台紙等に整理し、撮影年月日、建築物の名称、工程名及び工事監理者名について明記することとする。

第3. 中間検査受検の参考資料

3-1. 中間検査チェックシートの活用

中間検査チェックシート（別記様式-1～-5）【P. 42～P. 48】は、目視検査又は計測検査を、中間検査チェックシートの検査項目に沿って実施することにより、建築主事・特定行政庁と建築主・工事監理者双方にとって、中間検査を効率的に実施するために導入したものです。

以下に示す中間検査チェックシートの記入要領及び検査内容に留意して、工事監理の各段階及び中間検査受検前の各検査項目の適法性の確認等に活用してください。

1. 中間検査チェックシートの構成

中間検査チェックシートは、別記様式-1～-5【P. 42～P. 48】であり、以下の構成となっています。

- ①主に集団規定である各建築物に共通の部分－中間検査チェックシート（共通事項）
- ②単体規定及び構造規定である構造別の部分－木造中間検査チェックシート（軸組工法）
 - －木造中間検査チェックシート（桝組壁工法）
 - －RC造中間検査チェックシート（鉄筋コンクリート造）
 - －S造中間検査チェックシート（鉄骨造）

なお、木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とを併用したものにおいては、木造の中間検査チェックシートとRC造又はS造中間検査チェックシートを適宜組み合わせで使用し、また、鉄筋コンクリート造の壁式構造にあつては、RC造中間検査チェックシートを一部読み替えて使用し、また、鉄骨鉄筋コンクリート構造にあつては、RC造及びS造中間検査チェックシートを適宜組み合わせで使用してください。

2. 中間検査チェックシートの工事監理者欄の記入要領

工事監理者として行った工事監理について、検査日及び検査結果を記入してください。

検査結果は、設計図書との照合結果について適合していれば「○」、不適合の場合は「×」を記入してください。

3. 中間検査チェックシートによる検査内容

1) 「中間検査チェックシート（共通事項）」（別記様式-1）【P. 42】

(1) 留意事項

検査項目については、検査の対象物に着目して掲げているので、複合して建築基準関係規定に関係する場合は注意してください。

(2) 検査項目について

「全体」

①確認の表示

- ・ 確認表示板の設置の有無及び記載内容などについて確認

②危険の防止

- ・ 仮囲いの設置など必要な危険の防止措置状況について確認

「敷地」

①敷地の安全性

- ・ がけ及び擁壁の状況について確認
- ・ 敷地の高低差の状況及び平均地盤面などの確認

②敷地と道路

- ・ 敷地と道路の位置関係の確認
- ・ 道路幅員について確認。法第42条第2項道路の場合は後退線の位置の確認
- ・ 必要な接道長さ、路地状部分の状況について確認
- ・ 法第43条第2項第2号許可条件との照合
- ・ 長屋、3階建てなどの場合は敷地内通路の確保について確認

③道路斜線等

- ・ 道路斜線、北側斜線などについて建築物の各部分の高さ、敷地と道路の関係について確認
- ・ 緩和適用の場合は、後退距離、外構制限、道路などとの高低差について確認

④外壁後退等

- ・ 外壁の壁面後退、全体的な建築物の配置状況について確認

⑤全般

- ・ 隣地境界及び道路境界について確認
- ・ 建ぺい率、容積率の全体的な建築物の状況について確認

2) 「中間検査チェックシート（軸組工法）」（別記様式－2）【P. 43】

(1) 留意事項

3階建ての住宅を対象としているので、2階建て以下の場合は検査対象とならない検査内容があるので注意してください。

(2) 検査項目について

①全体

- ・ 木材の節、腐れ等による耐力上の欠点の有無の確認
- ・ 鉄筋、コンクリートなど木材以外の材料の品質について確認（現場検査の対象外となる。）
- ・ 支持地盤の状況について確認（現場検査の対象外となる。）
- ・ 柱、横架材等の設置位置について確認

②基礎

- ・ 基礎の構造（布基礎、べた基礎、その他）と支持地盤の状況との整合性について確認（基礎の隠蔽部分の構造については、現場検査の対象外となる。）
- ・ 形状、寸法について確認
- ・ 床下換気口の設置間隔またはこれに替わるものの設置状況について確認

- ・基礎の看過できない著しいひび割れ、不同沈下の有無について確認

③土台

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・火打ち材の設置状況について確認

④柱

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・隅角部における通し柱の設置又はこれに替わる隅柱の補強状況について確認
- ・柱の直下に換気口が無いか（有れば手直し）の確認

⑤梁、桁等

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・中央部付近下側の耐力上支障のある欠き込みの有無について確認
- ・火打ち材の設置状況について確認

⑥筋かい等

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・存在壁量について確認
- ・設置の状況について確認
- ・欠き込みのある場合の補強について確認

⑦床組

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・必要な床高さの確保またはこれに替わる防湿措置状況について確認
- ・剛な床組の状況について確認

⑧小屋組

- ・材質、形状及び寸法について確認
- ・火打ち材及び振れ止めの設置状況について確認

⑨防腐防蟻

- ・必要な防腐防蟻処理状況について確認（防蟻処理については工事監理状況報告書または設計図書等に記載のある場合に限る。）

⑩接合部

- ・各部位の接合状況について確認。改正建築基準法の施行に伴い詳細な基準が定められたところであるので、各部位毎の種類に応じて使用金物、接合方法等について特に配慮して確認

3) 「中間検査チェックシート（枠組壁工法）」（別記様式－3）【P. 44】

(1) 留意事項

検査項目については、主にH13国土交通省告示第1540号（以下「国交省告示第1540号」という。）によるものとし、構造計算等によって仕様等が決定されている場合は確認図書と照合してください。

(2) 検査項目について

①全体（国交省告示第1540号第二）

- ・枠組材・床材・壁材・屋根下地材及び鉄筋・コンクリートなどの品質、規格、寸法について確

認（現場検査の対象外となる。）

- ・支持地盤の状況について確認（現場検査の対象外となる。）

②土台及び基礎（国交省告示第1540号第三）

- ・耐力壁の下部に土台の設置について確認
- ・基礎の構造（布基礎、べた基礎、その他）と支持地盤の状況との整合性について確認（基礎の隠蔽部分の構造については、現場検査対象外となる。）
- ・アンカーボルトによる緊結状況について確認
間隔を2メートル以下とし、隅角部及び土台の継ぎ手部分に配置）
- ・床下換気口の設置間隔またはこれに替わるものの設置について確認
- ・基礎の看過できない著しいひび割れ、不同沈下の有無について確認

③床（国交省告示第1540号第四）

- ・転び止めの設置について確認
根太支点間の距離を8メートル以下とし、寸法型式二一二に適合するものを用いる場合転び止めが必要。
- ・床根太相互、床根太と側根太の間隔について確認（65センチ以下）
- ・床に開口部がある場合、床根太と同寸法以上の断面の床根太での補強について確認
- ・耐力壁下の床根太の補強について確認
- ・床の枠組と床材の緊結状況について確認

④耐力壁（国交省告示第1540号第五）

- ・耐力壁の配置について確認（つりあい、耐力壁相互の距離12メートル以下、水平投影面積40㎡以下）
- ・外壁の耐力壁線相互の交差部の補強について確認（90センチ以上の耐力壁の設置）
- ・耐力壁の上部に頭つなぎの設置について確認
- ・耐力壁のたて枠相互の間隔について確認
- ・幅90センチ以上の開口部の上部に、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさの設置について確認
- ・壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けの緊結状況について確認

⑤横架材（国交省告示第1540号第六）

- ・横架材の欠込みの有無について確認

⑥小屋（国交省告示第1540号第七）

- ・たるき相互の間隔について確認（65センチ以下）
- ・たるきつなぎの設置について確認
- ・たるき又はトラスの頭つなぎ及び上枠への金物での緊結状況について確認
- ・小屋組に振れ止めの設置について確認
- ・小屋組の各部材相互等の緊結状況について確認
- ・幅90センチ以上の開口部の上部に、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさの設置について確認

⑦防腐措置等（国交省告示第1540号第八）

- ・土台が布基礎に接する面等の防水紙の設置について確認
- ・必要な防腐防蟻処理状況について確認（防蟻処理については監理状況報告書または設計

図書等に記載のある場合に限る。)

- ・腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物について錆止めの措置の状況について確認（現場検査の対象外となる。）

4)「RC造 中間検査チェックシート」(別記様式-4)【P. 45~P. 46】

(1) 留意事項

鉄筋コンクリート造の各検査項目については、いわゆる従来工法であるRC造建築物を想定して作成している。壁式構法の場合は適宜読み替えて使用し、特殊な構造又は工法については読み替えるか仕様に応じて別途作成してください。

(2) 検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査してください。

具体的な重要項目としては、次のとおりです。

- ①法令・告示に規定されている事項の確認
- ②各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤各部位の補強の状況確認
- ⑥特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

(3) チェックシートの各検査項目

①全体

- ・鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみの確認（検査は、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握した上で以下の検査を実施する。）
- ・柱、はり、壁、スラブの位置の確認
- ・かぶり厚さの確保の確認（検査はとくに外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶりがとれない場合があるので注意を要する。）
- ・鉄筋の材質の確認（検査は、規格品証明書、原本相当規格品証明書又は圧延マークや色別表示等により確認する。）

②地盤・基礎

支持地盤

- ・支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認（検査は直接目視できない場合には、試験杭の際の掘削土標本などと地盤調査報告書と照合することにより確認する。）
- ・地盤改良の有無を確認

基礎形状・種類

- ・基礎の種類、くいの工法、長さ、径、偏心の確認（検査は、くいの芯ずれ等も確認し、偏心している場合は、基礎のベース筋また基礎ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する。）

ベース

- ・ ベース寸法の確認
- ・ 主筋の径、本数、配置、偏心による補強の確認

基礎ばり

- ・ 基礎ばりの断面寸法の確認
- ・ 主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置及び長さ）、偏心による補強の確認
- ・ あばら筋の位置、径、ピッチ、形状、偏心による補強の確認

③柱

主筋（一般階）

- ・ 柱の断面寸法の確認
- ・ 主筋の径、本数、配置（方向）、偏心による補強の確認（検査は、柱筋の配置がX、Y方向を取り違えていないか注意を要する。）
- ・ 2段筋の位置（間隔）の確認

主筋（最上階）

- ・ 柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認
- ・ 最上階の主筋のはりに対する定着の確認

定着・継手

- ・ 主筋の定着・継手の位置、長さの確認
- ・ ふかしの大きさによる配筋補強の確認

帯筋

- ・ 鉄筋の径、間隔、本数（副帯筋共）及び形状の確認
- ・ 仕口部分の帯筋の配置の確認
- ・ 第一帯筋と柱頭拘束筋の位置の確認
- ・ 帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認

④はり

はり主筋

- ・ はりの断面寸法の確認
- ・ 主筋の径、本数、位置の確認
- ・ 中吊り筋の間隔の確保、長さの確認

定着・継手

- ・ はり筋の定着長さ、位置の確認
- ・ 重ね継手の位置、長さの確認
- ・ はり筋出隅部分の末端フックの確認

ふかし、貫通孔補強

- ・ ふかしの補強方法、貫通孔補強の確認

あばら筋

- ・ あばら筋の径、本数（副あばら筋共）、ピッチの確認
- ・ あばら筋のフックの形状、あそび及び結束の確認

⑤スラブ

スラブ筋

- ・スラブの断面寸法の確認
検査は片持ちスラブ元端の断面寸法も確認する。
- ・鉄筋の本数、径、配置（短辺・長辺とベント配筋）ピッチ及び支持条件の確認（検査は、とくに短辺方向に主筋が配置されているかの注意を要する。）

定着・継手

- ・定着の方法と長さの確認

補強筋等

- ・床スラブの出入隅部の補強の確認
- ・開口部補強配筋の確認
- ・階段部配筋と補強筋の確認

⑥壁

壁筋

- ・壁の断面寸法の確認
- ・鉄筋の径、配置、鉄筋のピッチの確認

定着・継手

- ・定着の確認（はり、柱、スラブ、壁定着等の状況を確認する。）
- ・重ね継手の位置、長さの確認

補強筋等

- ・開口部の補強配筋の確認（検査は、とくにひび割れが生じやすい部分なので、補強筋の径、本数、定着長さに注意を要する。）
- ・壁のスリット（完全・部分）及び配筋の確認

⑦その他

ガス圧接継手

- ・圧接部の形状の確認
- ・強度の確認

特殊鉄筋継手

- ・継手の施工状況（認定、認定工法）の確認

その他

- ・コンクリートの調合の確認
- ・型枠の施工状況の確認
- ・コンクリートの打継面の状況の確認

5) 「S造 中間検査チェックシート」(別記様式-5)【P. 47~P. 48】

(1) 留意事項

鉄骨造の各検査項目については、S造及びSRC造の鉄骨部分の工事において、建方工事が特定工程として指定された場合を想定して作成しています。

S造で重要な接合部の中で最も重要とされる溶接部接合工事は、そのほとんどが工場で行われていることから、これらの検査は、工事監理者や工事施工者が行った自主的検査に関する工事監理報告書等によって検査することとなります。

(2) 検査の重要項目

鉄骨工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部位が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査してください。

具体的な重要項目としては、次のとおりです。

I 報告書審査について

報告書の審査は、次の項目について行う。

- ①法令・告示に規定されている事項の確認
- ②各部材のサイズ、材質等の確認
- ③溶接接合部の受け入れ検査結果
- ④工事における品質管理・検査の状況
- ⑤特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

II 現場審査について

現場審査は、次の項目について行う。

- ①法令・告示に規定されている事項の確認
- ②各部材のサイズ、材質等の確認
- ③各部材接合部（溶接・高力ボルト・柱脚）の外観検査
- ④特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

(3) 検査項目について

①地盤・基礎

- ・地盤基礎、各検査の項目については、「RC造中間検査チェックシート」（別記様式－4）の検査項目の②地盤基礎(P. 32)及び⑦その他(P. 34)の解説を参照のこと。

②工場組立

材料の品質

- ・鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認（使用する鋼材については、設計時点で採用された鋼材種別であることを、原則として規格品証明書、原本相当規格品証明書で確認する。このほかの使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。）

組立精度

- ・開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度の確認（検査は、開先形状、ルート間隔、ルート面、部材相互の肌すき・くい違い、仕口部のずれ、開先部の清掃状況、裏当て金の取付状態、裏はつりの施工状態、エンドタブの種類・取付状態、内ダイアフラムの取付状態、スカラップの工法、スカラップの形状・施工状態、仮付け溶接の施工状態、スラグ・スバッタの除去等についての鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。）

製品検査1（部材の寸法精度測定）

- ・鉄骨部材の寸法精度の確認（検査は、部材の寸法・精度、取合部、スタッド溶接部等

についての鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。

高力ボルト接合部の処理

- ・高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等の確認（検査は、摩擦接合面の処理状態、ボルトの孔径、孔心・孔間隔のずれ、孔のくい違い、孔の端あき・縁あき等について、鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等で確認する。）

工場溶接部分の外観・形状

溶接部の外観検査は、次のa) からe) の項目についてとくに重点的に行う。

- a) 溶接継ぎ目の種類の確認（検査は、溶接継ぎ目について、突合せ溶接か隅肉溶接（部分溶込み溶接を含む）かを確認する。）

* 阪神・淡路大震災では、突合せ溶接として設計されていた部分が隅肉溶接で施工されていた結果倒壊した事例が少なからずみられた。

- b) 溶接継ぎ目のくい違い、仕口のずれの確認（くい違いは、第1に断面欠損となり、応力伝達が不十分となること、第2に溶接部が融合不良などの不具合になりやすい、また、仕口のずれも応力伝達上の問題があり、重要事項としてチェックする。）

- c) アンダーカット、へこみ等の断面欠損の確認（アンダーカットの形状が鋭角的なものは、応力集中を生じやすく脆性的な破断の原因となりやすい。また、ビードの不整やクレーター部のへこみ等は、断面欠損となる場合があるので、確認には注意を要する。）

- d) 割れの確認（割れは最も重大な欠陥とされており、割れが発見された場合は、溶接の性質上、他にも発生している確率が高いので確認には注意を要する。）

- e) その他の溶接部の外観・形状の確認（具体的な検査項目、検査方法等は、J A S S 6 鉄骨精度検査基準等を参考として確認する。）

製品検査2（溶接接合部の品質）

- ・外観検査及び超音探傷検査結果の確認（検査は、外観検査（表面欠陥の検出）及び超音波探傷検査（内部欠陥の検出）について、鉄骨加工工場等の検査実施状況の報告等により確認する。）

③現場組立

部材の配置

- ・柱、はり、ブレース、床版等の配置の確認（部材の配置は、建築物の構造上の性能に対する影響が大きいため慎重に確認する。）

部材の寸法・形状

- ・柱、はり、ブレース、床版等の寸法・形状の確認

建方精度

- ・架構の建方精度の確認（検査は、接合部（溶接部、高力ボルト接合部、柱脚）について、仕口のずれ、現場溶接継手のくい違いボルト孔のくい違い等が許容値以下であるか確認する。また、SRC造の場合は、建方精度が鉄筋の納まり・被り厚さの確保に影響するので、これを確認する。）

現場溶接部分の組立精度

現場溶接の場合も、中間検査の時点では溶接作業は完了していると考えられるので、

検査方法は、工場溶接と同様である。

- ・開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度の確認（検査は、工場組立における組立精度の場合と同様に行う。）

現場溶接部分の製品検査

- ・外観検査及び超音波探傷検査結果の確認（検査は、工場組立における製品検査2と同様に行う。ただし、原則として全数検査が行われていることを確認する。）

現場溶接部分の外観・形状

- ・現場溶接部の外観検査は、工場組立における溶接部の外観検査と同様に次のa) からf)の項目についてとくに重点的に行う。
 - a) 現場溶接部の部位の確認（検査は、現場溶接を採用した接合部の位置、形状、寸法を確認する。）
 - b) 溶接継目の種類の確認（検査は②工場組立 a) 溶接継ぎ目の種類（突合せ溶接・隅肉溶接）と同様に行う。）
 - c) 溶接継目のくい違い、仕口のずれの確認（検査は、②工場組立 b) 溶接継目のくい違いと同様に行う。）
 - d) アンダーカット、へこみ等の断面欠損の確認（検査は、②工場組立 c) アンダーカット、へこみ等の断面欠損と同様に行う。）
 - e) 割れの確認（検査は、②工場組立 d) 割れと同様に行う。）
 - f) その他の溶接部の外観・形状
 - a) ~ f) 以外の溶接部の外観・形状について確認（検査は、②工場組立 e) その他の溶接部の外観・形状と同様に行う。）

④ボルト接合部

現在用いられている高力ボルトは、トルシア型がほとんどを占めており、JIS形六角高力ボルトは例外的に用いられている。また、接合方法は、摩擦接合方法と引張接合方法とがあり、摩擦接合がほとんどである。

・トルシア型ボルト接合

- a) 現場受入検査の（トルク係数値確認・導入張力確認試験）確認（検査は、高力ボルト接合を採用する部位について、ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験が行われていることを確認し、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。）
- b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等の確認（検査は原則として確認図書と照合し、必要に応じて計測検査を行う。）
- c) 締付状態（肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態）の確認（検査は、締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すきの有無等を確認し、一次締付け後に本締めが行われているかを確認する。また、トルシア型高力ボルトの場合にピンテールの破断とマークのずれ等により、締付状態及び共回りの有無を確認する。）

・JIS形六角ボルト接合

- a) 締付機器の調整、現場受入検査の確認（導入張力確認試験の確認）（検査は、高

カボルト接合を採用する部位を確認し、ボルト径ごとやメーカーごとに現場張力導入試験を行い、使用する高カボルトセットの品質が変質していないことを確認する。

b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等の確認（検査は原則として確認図書と照合し、必要に応じて計測検査を行う。）

c) 締付状態の確認（肌すきの有無・マーキングの状態等）の確認（検査は、締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すきの有無等を確認し、一次締付け後に全数のマーキングを行った上で本締めが行われているかを確認する。本締め検査は、六角高カボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより、締付状態及び共回りの有無を確認する。）

⑤ ブレース接合部

・ ブレースの接合部の形式・板厚・材質・補剛材等の確認（検査はブレースの構造形式（K型、V型、X型等）、部材の寸法、材質及び接合部の詳細を確認する。）

⑥ 柱脚接合部

S造の柱脚の検査にあたっては、柱脚を構成するベースプレート、アンカーボルト、ベースモルタル、基礎鉄筋コンクリートに期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件（露出型、埋め込み型、根巻き型等の構造形式や上部構造形式等の条件）に対応して異なることに注意する必要がある。

a) 柱脚接合工法（認定工法）の確認（検査は、柱据付面の状況、アンカーボルトの径・長さ・取付位置等、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。）

b) アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの材質・形状・板厚の確認（検査は、アンカーボルトの据付保持・埋込方法について、構造耐力を負担する場合は、鋼製フレーム固定法、箱抜き、ボルト後据付法、又は型枠固定法を確認する。構造耐力を負担しない場合は、鉄骨工事技術指針（工事現場施工編4. 5アンカーボルトの施工と検査）等を参考にして確認する。）

c) アンカーボルトの材質、径、本数及び配置の確認（検査は、アンカーボルトの材質、径、本数及び配置とナットの高さを確認する。ナットの高さの確認は、コンクリート上端からのボルト頭部の突出し長さが不足しているとナットのかかり代が少なくなるので注意を要する。）

d) アンカーボルトの締付状態の確認（検査は、ベース下充填モルタルが十分硬化した後、各ボルトの張力がほぼ均等になるように締め付けられているかを確認する。）

e) スタッドボルトの径・本数・配置の確認（柱脚の引張軸力に対して頭付スタッドで抵抗させる場合がある。通常スタッドボルトは工場でスタッド溶接しているため、溶接の管理については工事監理報告等で確認する。）

⑦ 床スラブ接合部

中低層建築物では、合成スラブが使用されるケースが多い。低層では、デッキプレート等の鋼板に床ブレースで水平剛性を確保する場合もある。高層になると鋼板捨型枠にRC造の床構造とするケースが多い。鉄骨のはりと床スラブの接合は、シャーコネクターとして頭付スタッドを用いることが多いが、合成スラブの場合は、一定条件の範囲で焼抜栓溶接

とすることが多く、鋸打ちとすることもある。

- a) 床構造の形式（合成スラブ）の確認（検査は、構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を確認する。）
- b) シヤーコネクタの施工状況・検査の結果報告の確認（検査は、頭付スタッド、焼抜栓溶接等の施工状況を報告書等でも確認する。）

⑧帳壁等の接合部

- ・緊結金物の取付状況の確認（検査は、接合ピースが取り付けられている場合は、必要な変形を確保する構造であることを確認する。）

3-2. 工事監理の状況(省令別記第26号様式第4面)の記載方法

工事監理の状況(省令別記第26号様式第4面)(=監理状況報告書)は、中間検査を迅速かつ的確に実施する上で、工事監理の状況を踏まえて行うことが必要であり、また、現状において十分実施されていない工事監理の適正化を図るうえでも工事監理の状況についてより詳しく報告を求めることが重要として、平成10年の法改正により定められたものです。

中間検査においては、この記載内容を参照しながら目視検査、計測検査を実施することとなり、工事監理の成果を報告する重要な資料となるものです。

以下に示す記載方法と記載例を参考として、監理状況報告書を記載、報告するとともに、実際の中間検査の受検に係る各段階の工事監理を徹底してください。

1. 記載方法(【P. 49~P. 61】参照)

監理状況報告書の記載内容が形骸化しないように、個々の工事に応じた具体的な内容を記載する必要があります。

(1) 確認を行った部位、材料等の種類等

建築基準関係規定に関連する部位、材料の種類等について記載すること。確認図書に記載されていない内容、記載を要求されず省略されている内容も多くあるので、設計図書等と照合しながら漏れ落ちのないように記載してください。

(2) 照合内容

- ① 材料の種類、形状、寸法、品質、接合部の状況、各部位の位置、形状、寸法等について記載してください。
- ② 建築基準関係規定で具体的仕様が定められている場合は、特に配慮して記載してください。(木造にあっては、床の高さ、床下換気口の最大間隔・大きさ、柱の小径、防腐処理範囲等、RC造にあっては、コンクリート強度、柱・床版・はり・耐力壁の構造等、鉄骨造にあっては、鋼材、溶接接合、高力ボルト等)
- ③ 建築基準関係規定で材料の具体的仕様が定められている場合は、特に配慮して記載してください。(コンクリート・ボルト・鉄筋、鋼材、杭、屋根材、外壁材、建具、内装材、木材の樹種等)
- ④ 支持地盤の状況については必ず照合内容として掲げ、地盤調査を実施した場合はその結果、実施しなかった場合は土質の状況等による判断結果について記載し、基礎の構造との整合性を確認してください。
- ⑤ 基礎については、構造の種類(布、べた、独立等)、寸法等について記載してください。
- ⑥ 鋼材の溶接部分、鉄筋の圧接部分及びコンクリートに関しては省令別記第26様式4面の(注意)5. ③、④に従って、強度試験、欠陥試験等の内容について記載すること。現場検査の一次検査の結果によっては試験結果報告について要求する場合がありますので正確に記載してください。

(3) 照合を行った設計図書

「平面図」「矩形図」「仕様書」「構造詳細図」「断面リスト」「構造計算書」「認定・評定書」など照合を行った具体的な設計図書を記載すること。単に「図面」など、設計図書の特定ができない表現では記載しないこと。なお、照合を行うのは「設計図書」であって「確認図書」ではないので注意してく

ださい。

主要構造部等の接合部分等については基準が明確化されたことから、合理的な工事監理が実施できるよう、あらかじめ「接合標準図」「使用金物リスト」を作成しておく等、設計図書の工夫をしておくことが望ましい。

(4)照合方法

どの工程で現場確認を行ったのか、どのような内容の書類審査を行ったのかなど具体的に記入すること。「支障なし」「検査の結果良好」など、照合した工程及び方法が不明な表現では記載しないでください。なお、以下の点に配慮してください。

- ①敷地の形状については、道路境界線、敷地境界線を確認した縁石、杭等について記載してください。
- ②主要構造部等の接合部分等については、確認した接合金物の種類等についても記載してください。
- ③特定工程終了時点において未施工の工事については「検査時未施工」等と記載し、照合を行っていない旨記載してください。

(5)その他

- ①監理状況報告書の記載内容に則して、中間検査チェックシートの工事監理者欄に概要(照合を行った日、結果の適否)を記入してください。

2. 記載例
- 木造軸組工法の場合は、(別紙7)【P. 49～P. 51】を参考としてください。
 - 木造枠組壁工法の場合は、(別紙8)【P. 52～P. 54】を参考としてください。
 - 鉄筋コンクリート造の場合は、(別紙9)【P. 55～P. 57】を参考としてください。
 - 鉄骨造の場合は、(別紙10)【P. 58～P. 61】を参考としてください。

中間検査チェックシート(軸組工法)

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A: 目視検査 B: 測定検査 C: 監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
単体 構造	1, 全体	材料の品質(木材)			A · C			
		(木材以外)			C			
		支持地盤の状況			C			
		柱、横架材等の位置			A · C			
	2, 基礎	構造			A · C			
		形状、寸法			A · B · C			
		床下換気口等の状況			A · B · C			
		著しいひび割れ			A · C			
	3, 土台	材質			A · C			
		形状、寸法			A · B · C			
4, 柱	材質			A · C				
	形状、寸法			A · B · C				
	通し柱又は隅柱補強			A · C				
5, 梁、桁等	材質			A · C				
	形状、寸法			A · B · C				
	火打ち材			A · C				
	欠き込みの補強			A · C				
6, 筋かい等	材質			A · C				
	形状、寸法			A · B · C				
	存在壁量			A · C				
	設置状況			A · C				
	欠き込みの補強			A · C				
7, 床組	材質			A · C				
	形状、寸法			A · B · C				
	床高、防湿方法			A · B · C				
	火打ち材、剛な床組			A · C				
8, 小屋組	材質			A · C				
	形状、寸法			A · B · C				
	火打ち材、振れ止め			A · C				
9, 防腐防蟻	防腐防蟻処理状況			A · B · C				
10, 接合部	基礎と土台			A · C				
	柱と土台			A · C				
	柱と梁、桁等			A · C				
	筋かい等の仕口			A · C				
	横架材の継手			A · C				
	その他の主要な部分			A · C				

中間検査チェックシート(枠組壁工法)

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A:目視検査 B:測定検査 C:監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
単体 構造	1, 全体	材料の品質,規格,寸法			C	—	—	
		支持地盤の状況			C	—	—	
	2, 土台及び基礎	土台の位置			A・B・C			
		基礎の構造			A・C			
		基礎と土台の緊結			A・C			
		床下換気口等の状況			A・C			
		著しいひび割れ			A・C			
	3, 床	転び止めの設置			A・C			
		根太の間隔			A・B・C			
		床開口部の補強			A・C			
		耐力壁下の根太補強			A・C			
		床の枠組と床材の緊結			A・C			
	4, 耐力壁等	耐力壁の配置			A・C			
		交差部の補強			A・C			
		たて枠の間隔			A・B・C			
		頭つなぎの設置			A・C			
		開口部の補強			A・C			
		壁の各部材相互等の緊結			A・C			
	5, 横架材	欠き込みの有無			A・C			
	6, 小屋	たるきの間隔			A・B・C			
たるきつなぎの設置				A・C				
たるき・トラスの金物緊結				A・C				
振れ止めの設置				A・C				
小屋組の各部材等の緊結				A・C				
開口部の補強				A・C				
7, 防腐措置等	防水紙の設置			A・C				
	防腐防蟻措置			A・C				
	金物の錆止め			C				

RC造 中間検査チェックシート

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A：目視検査 B：測定検査 C：監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
① 全体	共通	鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ちたるみ			A ・ C			
		柱、はり、壁、スラブの位置			A ・ C			
		かぶり厚さの確保			A ・ C			
		鉄筋の材質(共通)			C			
② 地盤・基礎	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等			C			
	基礎形状・種類	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心			A ・ C			
	ベース	ベース寸法			A ・ C			
		主筋の径、本数、配置、偏心による補強			A ・ C			
基礎ばり	基礎ばりの断面寸法			A ・ C				
	主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、偏心による補強			A ・ C				
	あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強			A ・ C				
③ 柱	主筋(一般階)	柱の断面寸法			A ・ C			
		主筋の径、本数、配置(方向)、偏心による補強			A ・ B ・ C			
		2段筋の位置(間隔)			A ・ C			
	主筋(最上階)	柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフック			A ・ C			
		最上階の主筋のはりに対する定着			A ・ C			
	定着・継手	主筋の継手位置			A ・ C			
		ふかしの大きさによる配筋補強			A ・ C			
	帯筋	鉄筋径、間隔、本数(副帯筋共)及び形状			A ・ B ・ C			
仕口部分の帯筋の配置				A ・ C				
第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置				A ・ C				
帯筋のフック形状、あそび及び結束				A ・ C				
④ はり	はり主筋	はり断面寸法			A ・ C			
		はり主筋の径、本数及び位置			A ・ B ・ C			
		中吊り筋の間隔の確保、長さ			A ・ C			
	定着・継手	はり筋の定着長さ、位置			A ・ C			
		重ね継手の位置、長さ			A ・ C			
		はり筋出隅部の末端フック			A ・ C			

	ふかし、貫通孔補強	ふかしの補強方法、貫通孔補強筋			A	・	C		
	あばら筋	あばら筋の径、本数(副あばら筋共)とピッチ			A	・	C		
		あばら筋のフック形状、あそび及び結束			A	・	C		
⑤ ス ラ ブ	スラブ筋	スラブの断面寸法			A	・	C		
		鉄筋の本数、径、配置(短辺・長辺とバンド配筋)ピッチと支持条件			A	・	B	・	C
	定着・継手	定着の方法と長さ			A	・	C		
		片持ちスラブ筋の定着と上端鉄筋位置の確保			A	・	C		
	補強筋等	床スラブの出入隅部の補強			A	・	C		
		開口部補強配筋			A	・	C		
階段部配筋と補強筋				A	・	C			
⑥ 壁	壁筋	壁断面寸法			A	・	C		
		鉄筋径、配置、鉄筋のピッチ			A	・	B	・	C
	定着・継手	定着の確認(はり、柱、スラブ、壁定着)			A	・	C		
		重ね継手の位置と長さ						C	
補強筋等	開口部の補強配筋			A	・	C			
	壁のスリット(完全・部分)及び配筋			A	・	C			
⑦ そ の 他	ガス圧接継手	圧接部の形状			A	・	C		
		強度確認						C	
	特殊鉄筋継手	継手の施工状況(認定、評定工法)						C	
	その他	コンクリートの調合の確認							C
		型枠の施工状況			A	・	C		
コンクリートの打ち継ぎ面の状況				A	・	C			

S造 中間検査チェックシート

	検査内容		工事監理者欄		※検査方法 A: 目視検査 B: 測定検査 C: 監理報告等	※適否		※備考
	検査項目	内容	照合日	結果		一次	補正	
① 地盤 ・ 基礎	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等			A · C			
	基礎形状・種類	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心			A · C			
	ベース	ベース寸法			A · C			
		主筋の径、本数、位置、偏心による補強			A · C			
	地中ばり	地中ばりの断面寸法			A · C			
		主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、編心による補強			A · C			
		あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強			A · C			
ガス圧接継手	圧接部の形状			A · C				
	強度確認			C				
特殊鉄筋継手	継手の施工状況(認定、評定工法)			C				
その他	コンクリートの調合の確認			C				
② 工場 組 立	材料の品質確認	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質			C			
	組立精度の確認	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A · C			
	製品検査1	鉄骨部材の寸法精度			C			
	高力ボルト接合部の処理	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等			A · C			
	工場溶接部分の外観・形状	a)溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)			A · C			
		b)溶接継目のくい違い			A · C			
		c)アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A · C			
d)割れ				A · C				
e)その他の溶接部の外観・形状				A · C				
製品検査2	外観検査及び超音波探傷検査結果			C				
③ 現場 組 立	部材の配置	柱、はり、ブレース、床板等の配置			A · C			
	部材の寸法・形状	柱、はり、ブレース、床板等の寸法・形状			A · B · C			
	建方精度	架構の建方精度			C			
	現場溶接部分の組立精度	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A · C			
	現場溶接部分の製品検査	外観検査及び超音波探傷検査結果			C			
	現場溶接部分の外観・形状	a)現場溶接部の部位			A · C			

		b)溶接継目の種類(突合せ溶接・隅肉溶接)			A	・	C		
		c)溶接継目のくい違い、仕口のずれ			A	・	C		
		d)アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A	・	C		
		e) 割れ			A	・	C		
		f)その他の溶接部の外観・形状			A	・	C		
④ ボルト接合部	トルシア形ボルト接合	a)現場受入検査(トルク係数値確認・導入張力確認試験)					C		
		b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A	・	B	・	C
		c)締付状態の確認(肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)			A	・	C		
	JIS形六角ボルト接合	a)締付機器の調整、現場受入検査(導入張力確認試験)			A	・	C		
		b)ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ・縁あき			A	・	B	・	C
		c)締付状態の確認(肌すきの有無・マーキングの状態)			A	・	C		
⑤ブレース接合部	ブレース接合部の形式・板厚・材質・補剛材等			A	・	C			
⑥柱脚接合部	a)柱脚接合工法の確認(認定工法)			A	・	B	・	C	
	b)アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの材質・形状・板厚			A	・	B	・	C	
	c)アンカーボルトの材質・径・本数及び配置			A	・	C			
	d)アンカーボルトの締付状態			A	・	C			
	e)スタッドボルトの径・本数・配置			A	・	C			
⑦床スラブ接合部	a)床構造の形式(合成スラブ)			A	・	B	・	C	
	b)シアコネクターの施工状況・検査の結果報告			A	・	C			
⑧帳壁等の接合部	緊結金物の取付状況			A	・	C			

木造(軸組工法)

(別紙7)

工事監理の状況(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った部位、材料の種類等	照 合 内 容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照 合 方 法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員 道路境界、敷地境界	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、縁石等の設置により確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差(〇〇)	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	地耐力(〇〇キロニュートン/㎡)	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況(H=〇メートル)	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	屋根材	材質(不燃、彩色石綿スレート)	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認
外壁材		材質(準耐火、サイディング)	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
木材		材質(檜、米松)、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
筋かいに替わる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法		材料(構造用合板)、材質、形状、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
コンクリート		材料、種類(普通コンクリート、Fc=〇〇)、品質、規格	仕様書、構造詳細図	なし	配合報告書審査、受入れ時検査、工程終了時現場照合	適
鉄筋		材質(〇〇)、形状、寸法 規格、品質	仕様書、構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時検査、工程終了時現場照合	適
アンカーボルト		材質、形状、寸法(〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
ホールダウン金物	材質、形状、寸法(〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適	
接合金物	材質、種類(〇〇、〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎と土台	アンカーボルトの位置、設置状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	柱と土台	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	ホールダウン金物等を確認	適
	柱と横架材	接合方法、接合状況、欠込み補強	標準図、構造詳細図	なし	羽子板ボルト締め等を確認	適
	隅柱と横架材	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	羽子板ボルト締め等を確認	適
	筋かいの端部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	筋かいプレート、ボルト締、釘打ち等を確認	適
	筋かいに替わる合板等	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に釘打ち等を確認	適
	小屋組	緊結方法、緊結状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	屋根材	接合位置、接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	各部材の継手	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
基礎鉄筋の接合	接合状況、継手状況、重ね長さ	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適	

建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、寸法、通し柱の状況	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	壁	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	床	位置、形状、寸法、火打ち材	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	位置、形状、寸法	仕様書、平面図、矩形図	なし	検査時未施工	
	屋根	位置、形状、寸法、不燃仕様	仕様書、平面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	床下換気口	位置(最大間隔=〇〇メートル)、開口大きさ、種類(防火仕様)	標準図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合 検査時換気金物未施工	適
	基礎	種類(べた基礎)、位置、形状、寸法(立ち上がり〇〇*〇〇)、根入れ(GL-〇〇)、配筋	標準図、構造詳細図、基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	筋かい等	設置位置、形状、寸法(〇*〇)欠き込み	軸組図、平面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	小屋組	火打ち金物、振れ止め等	小屋伏図、平面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、矩形図、断面図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	外壁の下地	防水紙の状況	仕様書、矩形図	なし	検査時未施工	適
	GL+1m以内の柱、筋かい、土台	防腐措置及び防蟻措置 (GL+〇〇メートル以内実施)	仕様書、矩形図	なし	工程終了時に現場で確認	
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕様に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	内装制限を受ける部屋(台所)					
	台所の天井 台所の壁	材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	仕上表 仕上表	なし なし	検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける	開口部	位置、大きさ	平面図、立面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適

建具の種類及び 厚さ	建具	材質(防火戸)、規格	仕様書、建具表	なし	(検査時一部未施工) 検査時未搬入	
建築設備に用い る材料の種類及 びその照合した 内容並びに当該 建築設備の構造 及び施工状況(区 画貫通部の処理 状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇-〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備考						

木造(桝組壁工法)

(別紙8)

工事監理の状況(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った部位、材料の種類等	照 合 内 容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照 合 方 法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員 道路境界、敷地境界	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、 縁石等の設置により確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差(〇〇)	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	地耐力(〇〇キロニュートン/㎡)	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	擁壁	設置の状況(H=〇メートル)	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	排水溝	設置状況	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
			配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	屋根材	材質(不燃、彩色石綿スレート)	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	外壁材	材質(準耐火、サイディング)	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
	桝組材	材質(檜、米松)、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	壁下地材	材質(構造用合板)、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	検査時未搬入	
	床下地材	材質(構造用合板)、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	屋根下地材	材質(構造用合板)、規格、寸法	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	コンクリート	材料、種類(普通コンクリート、 Fc=〇〇)、品質、規格 4週圧縮強度	仕様書、構造詳細図	なし	配合報告書審査、受入れ時 検査、工程終了時現場照合	適
	鉄筋	材質(〇〇)、形状、寸法 規格、品質	仕様書、構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時検 査、工程終了時現場照合	適
	アンカーボルト	材質、形状、寸法(〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
	ホールダウン金物	材質、形状、寸法(〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適
接合金物	材質、種類(〇〇、〇〇)、品質	仕様書、構造詳細図	なし	受け入れ時に現場で確認	適	
釘	材質、規格、寸法	仕様書	なし	受け入れ時に現場で確認	適	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎と土台	アンカーボルトの位置、設置状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床根太と土台	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	床根太と頭つなぎ	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて桝の隅角部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて桝の交差部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	たて桝と床組	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	耐力壁相互	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	耐力壁の交差部	接合方法、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	小屋組	接合状況、接合状況	標準図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で確認	適
	屋根材					

建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	枠組材 床 開口部 階段 屋根 床下換気口 基礎 小屋組 建築物全体	位置、形状、寸法 位置、形状、寸法、根太間隔 位置、形状、寸法、補強方法 位置、形状、寸法 位置、形状、寸法、不燃仕様 位置(最大間隔=〇〇メートル)、開口大きさ、種類(防火仕様) 種類(べた基礎)、位置、形状、寸法(立ち上がり〇〇*〇〇)、根入れ(GL-〇〇)、配筋 たる木つなぎ、振れ止め等 平面形状、断面形状、高さ	仕様書、平面図、矩形図 仕様書、平面図、矩形図 仕様書、平面図、矩形図 仕様書、平面図、矩形図 仕様書、平面図、矩形図 標準図、基礎伏図 標準図、構造詳細図、基礎伏図 小屋伏図、平面図 平面図、矩形図、断面図	なし なし なし なし なし なし なし なし なし	工程終了時に現場で確認 工程終了時に現場で確認 工程終了時に現場で確認 検査時未施工 工程終了時に現場で確認 検査時換気金物未施工 工程終了時に現場で確認 工程終了時に現場で確認 工程終了時に現場で確認	適 適 適 適 適 適 適 適 適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	土台下 外壁の下地 GL+1m以内の構造耐力上主要な部分	防水紙の状況 防水紙の状況 防腐措置及び防蟻措置 (GL+〇〇メートル以内実施)	仕様書、矩形図 仕様書、矩形図 仕様書、矩形図	なし なし なし	工程終了時に現場で確認 検査時未施工 工程終了時に現場で確認	適 適 適
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕様に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	内装制限を受ける部屋(台所) 台所の天井 台所の壁	材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	仕上表 仕上表	なし なし	検査時未搬入 検査時未搬入	適 適
開口部に設ける	開口部	位置、大きさ	平面図、立面図、矩形図	なし	工程終了時に現場で照合	適

建具の種類及び 厚さ	建具	材質(防火戸)、規格	仕様書、建具表	なし	(検査時一部未施工) 検査時未搬入	
建築設備に用い る材料の種類及 びその照合した 内容並びに当該 建築設備の構造 及び施工状況(区 画貫通部の処理 状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇-〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備考						

鉄筋コンクリート造

(別紙9)

工事監理の状況報告書(中間検査申請書規則第26号様式第4面)

	確認を行った部位、材料の種類等	照 合 内 容	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照 合 方 法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員 道路境界、敷地境界	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、緑石等の設置により確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差(〇〇)	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	位置、種類、地耐力(〇〇KN/m ²)	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	擁壁	設置の状況(H=〇m)	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	排水溝	設置状況	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	配置図			なし	工事着手時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	くい	種類(〇〇くい) 工法(〇〇) 径〇〇~〇〇mm 長さ L=〇〇m	構造詳細図 基礎伏図 仕様書	なし	工場試験書類の確認、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	鉄筋	支持層(〇〇) 材料、種類、規格、品質、形状、寸法 D〇〇~D〇〇(SD〇〇A) D〇〇~D〇〇(SD〇〇)	構造詳細図 仕様書	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
	コンクリート	材料、種類、規格、品質 (普通コンクリートF _c =〇〇N/mm ²)	構造詳細図 仕様書	なし	配合計画書、報告書による書類審査及び供試体による4週試験結果の確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎 (ベース含む)	種類、位置、形状、寸法 配筋の本数、配置 くい頭の処理、補強	基礎伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	くい	位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		偏心距離	くい伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		偏心距離 (最大〇〇mm)	構造詳細図	偏心の処理方法	工程終了時に現場で照合	適(偏心によるフーチング、基礎ばり変更確認申請済)
	柱	断面寸法、主筋の本数、径、配置(方向)	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		主筋の定着	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	適
		フープの径、ピッチと位置		なし	工程終了時に現場で照合	適
継手の位置、長さ			なし	工程終了時に現場で照合	適	

	はり（地中・小 ぶり含む）	断面寸法、主筋の本数、径、位置	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
		主筋の定着	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合		
		スターラップの径、ピッチと位置		なし	工程終了時に現場で照合	適	
		継手の位置、長さ		なし	工程終了時に現場で照合	適	
		貫通孔の位置と補強方法	大臣認定、(財)日本建築センター評価仕様 構造計算書	なし	工程終了時に現場で照合	適	
		継手	ガス圧接継手の形状と位置	(社)日本圧接協会ガス 圧接仕様	なし	工程終了時に現場で照合	適
			特殊継手	認定、評価仕様	なし	工程終了時に現場で照合	
		スラブ (ベタ基礎含む)	断面寸法、主筋の向き、径とピッチ及 び位置	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
			主筋、配筋の定着と継手	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	
			設備配管補強		なし	工程終了時に現場で照合	適
			出入隅部、開口部の配筋による補強		なし	工程終了時に現場で照合	適
		壁	断面寸法、壁筋の径とピッチ、定着と 継手	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
開口部分の補強	仕様書		なし	工程終了時に現場で照合			
スリットの位置と施工状況			なし	工程終了時に現場で照合	適		
階段	階段筋の本数、径と定着		構造詳細図 仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	適	
共通	柱・はり・壁・スラブの位置の 確認	床伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適		
	かぶり厚さの確保	仕様書	なし	工程終了時に現場で照合	適		
					適		
建築物の各部分 の位置、形状及 び大きさ	柱	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	はり	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	壁	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	スラブ	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	階段	位置、形状、断面寸法、幅員	平面図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	屋根	位置、形状、寸法、仕様	屋根伏図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適	
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、断面図	なし	工程終了時に現場で照合	適	

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上の材料の種類及び厚さ	内装制限を受ける部屋(〇〇) 〇〇の天井 〇〇の壁	材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	仕上表 仕上表	なし なし	検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部 建具	位置、大きさ 材質(防火戸)、規格	平面図、立面図、矩形図 仕様書、建具表	なし なし	工程終了時に現場で照合 (検査時一部未施工) 検査時未搬入	適
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇-〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備考						

鉄骨造

(別紙10)

工事監理の状況報告書（中間検査申請書規則第26号様式第4面）

	確認を行った部位、材料の種類等	照 合 内 容	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照 合 方 法	照合結果(不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	形状等	方位、接道長さ、道路幅員 道路境界、敷地境界	配置図、測量図	なし	工事中着手前に現場で杭、緑石等の設置により確認	適
	衛生及び安全	敷地高低差(〇〇)	配置図、測量図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	支持地盤	位置、種類、地耐力(〇〇KN/m ²)	仕様書	なし	地盤調査報告書により確認	適
	擁壁	設置の状況(H=〇m)	構造詳細図	なし	土工事終了時に現場で確認	適
	排水溝	設置状況	配置図	なし	工事着手時に現場で確認	適
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	くい(材料)	工法(〇〇工法) 種類(〇〇くい) 規格、品質 PHCぐい〇種・〇種 径〇〇~〇〇mm 長さ L=〇〇m	仕様書 構造詳細図 基礎伏図	なし なし なし	工場の試験書類の確認、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合
鋼材等(鉄筋以外)		支持層(〇〇) 材料、種類、規格、仕上げ、品質、形状、寸法 BCPOO、SNOO、SMOO 圧縮材の有効細長比	仕様書 構造計算書 仕様書 構造詳細図 各階伏図 軸組図 断面リスト	なし なし なし なし	工程中に地層構成、支持層(〇〇)等を確認 規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適 適 適
溶接材料		鋼材と溶接方法に対応した溶接材料	仕様書 構造詳細図 製作要領書	なし	工場検査時に照合確認	適
高力ボルト		形状、寸法、品質 SOO、MOO ボルト孔の径	仕様書 構造詳細図 構造詳細図	なし なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適 適
アンカーボルト		形状、寸法、品質、径 SSOO、MOO ボルト孔の径	仕様書 構造詳細図	なし なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適 適
鋼材等(鉄筋)		材料、種類、規格、径 SDOO、DOO~〇〇	仕様書 構造詳細図	なし	規格品証明書、受入れ時の検査及び工程終了時に現場で照合	適
コンクリート		材料、種類、規格 (普通コンクリートF _c =〇〇N/mm ²)	仕様書 構造計算書	なし	配合計画書・報告書による書類審査及び現場水中養生供試	適

	床材	材料、寸法、形状、合成スラブ	仕様書 構造詳細図 仕上表	なし	体による4週圧縮強度試験結果の確認 受入れ時の検査及び工程終了時に現場で確認	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎	位置、形状、寸法	基礎伏図 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		配筋の本数、配置	断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
		くい頭の処理	構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	くい	位置、形状、寸法	基礎伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
		偏心距離 (最大〇〇mm)	くい伏図 構造詳細図 断面リスト	偏心の処理方法	工程終了時に現場で照合	適(偏心による基礎ばり、フーチングの計画変更確認申請済)
	地中ばり	断面寸法、主筋の本数、径、主筋の定着、継手の位置、長さ	構造詳細図 断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	継手	ガス圧継手の形状と位置	(社)日本圧接協会ガス圧接仕様	なし	工程終了時に現場で照合	適
		特殊継手	認定、評価仕様	なし	工程終了時に現場で照合	適
	柱とはりの接合部分	溶接方法(工場溶接、CO2半自動溶接など)	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	工場検査時における製作要領書及び検査書類の確認	適
		1.0F	仕様書	なし	認定書の照合	適
		鉄骨加工工場(認定工場)	仕様書	なし	認定書の照合	適
		[平成〇年〇月〇日認定番号第〇〇号]	仕様書	なし	製作要領書と工場の品質管理、溶接技能者、溶接管理技術者、社内検査の実状の確認	適(一部ルー
		当該工場の品質管理、検査の状況	仕様書	なし	製作要領書と工場の品質管理、溶接技能者、溶接管理技術者、社内検査の実状の確認	ト間隔補正)
		組立精度、開先の精度、溶接条件等	仕様書	なし	立会検査時に目視及び計測、予熱、パス間温度確認	適
製品の寸法精度		仕様書	なし	製品検査時に目視及び計測	適	
はりとはりの継手部分	溶接部の品質	仕様書	なし	製品検査時に目視及び計測	適	
	外観検査	仕様書	なし	社内検査の状況確認		
	超音波探傷検査			第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認(検査者・資格、サンプリング方法、結果等は別紙→別添の鉄骨工事施工状況報告書)	適	
	接合方法(〇〇接合)	仕様書 構造詳細図	なし	設計図書と工作図との照合	適	
	摩擦面の状態、ボルトピッチ、縁あき	仕様書	なし	工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認	適(共回りボ	

	柱と柱の接合部分	接合方法(現場溶接) 1.0F 溶接技能者資格 現場溶接の品質管理 組立精度、開先の精度、溶接条件等 溶接部検査(第三者) 外観検査 超音波探傷検査	仕様書 構造詳細図 仕様書 構造詳細図 仕様書 仕様書 仕様書	なし なし なし なし なし なし	工程終了時に現場でマーキングの状態及びピンテール破断を目視で確認 設計図書の照合 溶接姿勢、鋼材板厚と資格者証との照合 溶接管理技術者の配置、現場溶接用設備機器の設置、作業用足場の設置等の確認 目視及び計測、予熱、バス間温度確認、湿度対策 第三者による受入検査時に立会検査及び報告書の照合確認(検査者・資格、サンプリング方法、結果等は別紙→別添の鉄骨工事施工状況報告書)	ルトを取替) 適 適 適 適 適 適
	柱と基礎との接合部分	接合方法(アンカーボルト) 接合状況	仕様書 構造詳細図	なし	工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
	帳壁等の外装材と柱はり部材との接合部分	帳壁の種類と接合方法、緊結金物の取付状況	仕様書 構造詳細図 構造計算書	なし	工程終了時に現場で設計図書と照合確認	適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、断面寸法	平面図、伏図、構造詳細図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	壁	位置、形状、断面寸法、ブレース	平面図、断面図、軸組図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	地中ばりはり	位置、形状、断面寸法	基礎伏図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
		位置、形状、断面寸法	床伏図、軸組図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	階段	位置、形状、幅員	平面図、構造詳細図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	屋根	位置、形状、寸法、不燃仕様	仕様書、屋根伏図	なし	工程終了時に現場で照合	適
	小屋組	形状、ブレース	小屋伏図、断面リスト	なし	工程終了時に現場で照合	適
	建築物全体	平面形状、断面形状、高さ	平面図、断面図	なし	工程終了時に現場で照合	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防錆及び防蟻措置及び状況	鉄骨造の柱、筋かい	防錆措置の状況	仕様書	なし	工場出荷時に確認	適

特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上に用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	内装制限を受ける部屋(〇〇) 〇〇の天井 〇〇の壁	材質(不燃材料)、仕上げ状況 材質(不燃材料)、仕上げ状況	仕上表 仕上表	なし なし	検査時未搬入 検査時未搬入	
開口部に設ける建具の種類及び厚さ	開口部 建具	位置、大きさ 材質(防火戸)、規格	平面図、立面図、矩形図 仕様書、建具表	なし なし	工程終了時に現場で照合 (検査時一部未施工) 検査時未搬入	適
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	浄化槽 給水設備 排水設備 ガス設備	設置位置(〇〇)、設置状況 機種(型式番号〇〇-〇〇) 種類、形状、寸法、設置状況 種類、形状、寸法、設置状況 種類(〇〇)形状、寸法	配置図、仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図 仕様書、設備図	なし なし なし なし	搬入時に現場で機種照合 検査時未施工 検査時未施工 検査時未施工	適
備考						

(別紙 11)
年 月 日

(建築主住所)
(" 氏名) 様

各特定行政庁名 担当課長名

工事監理者の選任について(通知)

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、工事監理者が選任されていません。
建築基準法では、一定規模以上の建築物(*)の工事をする場合に工事監理者を定めなければ工事をする事ができずと規定されています。工事に着手するまでに工事監理者を選任してください。

工事監理者を選任することは、建築工事が設計図書のとおり実施されているかどうかを、工事監理者の責任において確認できることとなるため非常に重要です。

本文書と行き違いに工事監理者を選任された場合は、悪しからずご容赦ください。

(*) 一定規模以上の建築物

延べ面積が100㎡を超える木造建築物、延べ面積が30㎡を超える木造以外の建築物、階数が3以上の建築物、又は高さが13mを超える建築物等

記

確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築場所	_____
建築物の用途	_____

【連絡先】

〇〇〇〇 (特定行政庁名)
担当課名 〇〇〇課 〇〇〇係
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

★注意 工事監理者を定めずに一定規模以上の建築物の工事をする事は建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

(建築主住所)
(〃 氏名) 様

各特定行政庁 担当課長名

中間検査受検についてのお知らせ

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、建築基準法第7条の3第1項に基づく中間検査の対象建築物です。特定工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に中間検査の申請を行って、中間検査を受検してください。なお、工事の遅延等により特定工程に係る工事終了予定日に変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

中間検査は、工事中の建築物が法に適合しているかを検査するもので、安全・安心な建築物とするために重要です。

記

確認年月日及び番号	年 月 日	第	号
特定工事終了予定日	年 月 日		
建築場所			
建築物の用途			

【連絡先】

〇〇〇〇 (特定行政庁名)
担当課名 〇〇〇課 〇〇〇係
T E L 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
F A X 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

★注意 中間検査を受けずに特定工程後の工程に係る工事を行うと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

(参考)

指定した特定工程の概要は以下のとおりです。(告示の抜粋)

【中間検査の対象建築物の用途又は規模】

- ・住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物であって、延べ面積が50㎡を超えるもの。
- ・法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

【特定工程及び特定工程後の工程】

	(あ) 構造	(い) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(イ)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(ウ)欄に掲げる工事

(建築主住所)
(〃 氏名) 様

各特定行政庁名 担当課長名

中間検査受検について(通知)

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、建築基準法第7条の3第1項に基づく中間検査の対象建築物ですが、いまだに中間検査申請書が提出されていません。

特定工程に係る工事を終えている場合は速やかに中間検査を受けてください。なお、工事の遅延等により特定工程に係る工事終了予定日に変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

本文書と行き違いに中間検査申請書を提出された場合は、悪しからずご容赦ください。

記

確認年月日及び番号	年 月 日	第	号
特定工事終了予定日	年 月 日		
建築場所			
建築物の用途			

【連絡先】

〇〇〇〇 (特定行政庁名)
担当課名 〇〇〇課 〇〇〇係
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

★注意 中間検査を受けずに特定工程後の工程に係る工事を行うと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

(参考)

指定した特定工程の概要は以下のとおりです。(告示の抜粋)

【中間検査の対象建築物の用途又は規模】

- ・住宅(兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。)の用途に供する建築物であって、延べ面積が50㎡を超えるもの。
- ・法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

【特定工程及び特定工程後の工程】

	(あ) 構造	(い) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(枠組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事(平屋については、建方工事)	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床(平屋については、屋根床版)の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床(平屋については、屋根床版)のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事(2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事)	2階の床のコンクリート打設工事(2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事)
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたる混構造	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は、1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(イ)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4に掲げる構造に応じそれぞれ(ウ)欄に掲げる工事

参考様式

年 月 日

(建築主住所)

(" 氏名)

様

各特定行政庁名 担当課長名

完了検査受検について(通知)

あなたが確認済証の交付を受けた下記建築物は、いまだに建築基準法第7条第1項に基づく完了検査申請書が提出されていません。工事を完了したときは、その日から4日以内に完了検査の申請を行って、完了検査を受けなければなりません。工事が完了している場合は、速やかに完了検査を受けてください。なお、工事完了予定日が工事の遅延等により変更が生じた場合は、下記連絡先まで連絡願います。

本文書と行き違いに完了検査申請書を提出された場合は、悪しからずご容赦ください。

記

確認年月日及び番号	年	月	日	第	号
工事完了予定日	年	月	日		
建 築 場 所					
建 築 物 の 用 途					

【連絡先】

〇〇〇〇 (特定行政庁名)
担当課名 〇〇〇課 〇〇〇係
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

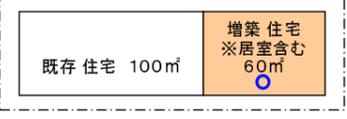
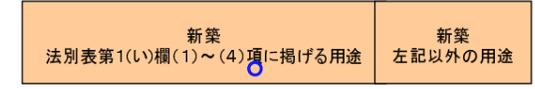
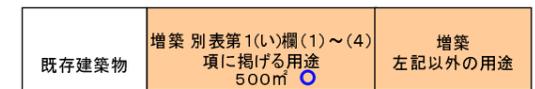
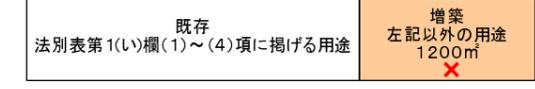
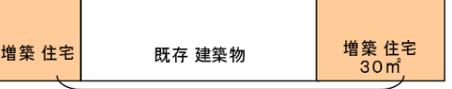
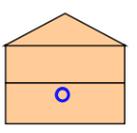
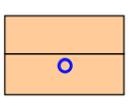
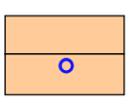
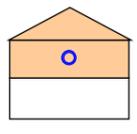
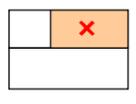
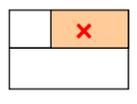
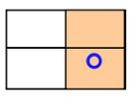
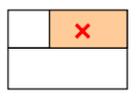
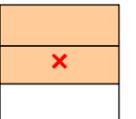
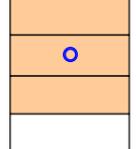
★注意 完了検査を受けないと建築基準法違反となりますので、十分注意願います。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

中間検査の対象となる建築物の判断基準

- 敷地内の複数の建築物については、棟毎に工事を行う部分で判断する。
- 建築物の新築、増築又は改築の工事を行う部分の構造、用途及び規模により判断する。



		□ 住宅			□ 特殊建築物			
基本形 (平面)	(新築) 工事床面積>50㎡							
	【判断】	対象	対象	対象外	【判断】	対象	対象外	
基本形 (平面)	(増築) 工事床面積>50㎡							
	【判断】	対象			【判断】	対象		
判断基準	<p>・住宅は、新築、改築又は、増築の工事を行う部分の延べ面積が、50㎡を超える場合、中間検査の対象となります。</p> <p>・住宅の離れ(居室有り)は住宅の用途に供する建築物であり、中間検査の対象となる。一方、車庫又は物置等の居室を含まない付属建築物は、中間検査の対象ではありません。</p>				<p>・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている又は地階を除く階数が3以上であり、その工事部分に 法別表第1(イ)欄(1)~(4)項に掲げる用途が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p> <p>・別棟の付属車庫等で、法別表第1(イ)欄(1)~(4)項に掲げる用途を含まない建築物は、中間検査の対象ではありません。</p>			
平面	(新築) 併用住宅 工事床面積>50㎡							
	【判断】	対象			【判断】	対象		
	(増築) 工事床面積>50㎡ ※増築工事部分に居室あり							
	【判断】	対象			【判断】	対象		
平面	(増築) 工事床面積>50㎡ ※増築工事部分に居室なし							
	【判断】	対象外			【判断】	対象外		
平面	(増築) 工事床面積>50㎡							
	【判断】	対象						
判断基準	<p>・「住宅」の用途は、一戸建ての住宅の他、兼用住宅、長屋住宅、共同住宅を含みます。</p> <p>・新築、改築又は増築の工事を行う部分の床面積の合計が50㎡を超えていて、その工事部分に住宅の用途(居室)が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p>				<p>新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている又は地階を除く階数が3以上であり、その工事部分に 法別表第1(イ)欄(1)~(4)項に掲げる用途が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p>			
立面		木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造				
	(新築) 工事床面積>50㎡				(新築) 工事床面積>1000㎡ 又は 工事部分の階数が3以上(※地階を除く)	左記住宅の場合に準じて判断する		
	【判断】	対象	対象	対象	【判断】	対象		
立面	(増築) 工事床面積>50㎡		※2階の床は新設 	※2階の床は新設 	(増築) 工事床面積>1000㎡		※2階の床は新設 	
	【判断】	対象	対象外	対象外	【判断】	対象	対象外	
判断基準	<p>・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が50㎡を超えており、その部分に住宅の用途(居室)が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p> <p>・ただし、工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。</p>				<p>・新築、改築又は増築の工事を行う部分の延べ面積が1000㎡を超えている、又は地階を除く階数が3以上であり、その部分に 特殊建築物(※法別表第1(イ)欄(1)~(4)項に掲げる用途)の用途が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p> <p>・ただし、増築、改築工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。</p>			
立面					(増築) 工事床面積≤1000㎡ 工事部分の階数が2又は3(※地階を除く)			
	【判断】				【判断】	対象外	対象	
判断基準					<p>・改築又は増築の工事を行う部分が、延べ面積が1000㎡を超えている、又は地階を除く階数が3以上であり、その部分に 特殊建築物(※法別表第1(イ)欄(1)~(4)項に掲げる用途)の用途が含まれていれば、中間検査の対象となります。</p> <p>・ただし、工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査の対象ではありません。</p>			